

環境研究総合推進費

令和8年度新規課題公募要領

令和7年9月



環境研究総合推進費

Environment Research and Technology Development Fund



独立行政法人環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

目 次

はじめに	1
I. 推進費 [全公募区分] の共通事項	1
1. 推進費の目的と研究の性格	1
2. 推進費の実施体制	2
3. 研究開発の対象	3
4. 令和 8 年度新規課題公募に関する特記事項	6
5. 応募手続	8
6. 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法	9
7. 審査方法	15
8. 重複応募の制限	20
9. 応募に当たっての留意事項	22
10. 採択後の留意事項	32
II. 推進費 [委託費] に関する事項	39
1. 公募区分の詳細	39
2. 応募要件 (委託費の公募区分共通)	44
3. 委託研究契約締結等に係る留意事項	47
III. 推進費 [補助金] に関する事項	53
1. 公募区分の詳細	53
2. 応募要件	53
3. 補助金の応募に当たっての留意点	55
4. 補助金の交付決定等に係る留意事項	56
(別表) 間接経費の主な使途の例示	62
(別紙 1) 令和 8 年度新規課題 各公募区分の申請及び審査一覧	63
(別紙 2) 研究目標の設定について	64
(別紙 3) 社会実装ロードマップの策定について	69
(参考) 申請に当たって注意すべきポイント	74
IV. 公募に関するお問合せ先	76

はじめに

○本公募要領の構成

本公募要領は、環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）令和8年度新規課題の公募内容や応募に必要な手続等を記載したものであり、以下のⅠ～Ⅳ及び別表、別紙で構成されています。

- Ⅰ. 推進費〔全公募区分〕の共通事項
- Ⅱ. 推進費〔委託費〕に関する事項
- Ⅲ. 推進費〔補助金〕に関する事項
(別表) 間接経費の主な用途の例示
(別紙1) 令和8年度新規課題 各公募区分の申請及び審査一覧
(別紙2) 研究目標の設定について
(別紙3) 社会実装ロードマップの策定について
(参考) 申請に当たって注意すべきポイント
- Ⅳ. 公募に関するお問合せ先

今回の公募における重点的な研究開発テーマについては、以下の資料も併せてご参照ください。

別添資料1 令和8年度新規課題に対する行政要請研究テーマ（行政ニーズ）について

推進費には、〔委託費〕及び〔補助金〕という二通りの研究実施形態があり、〔委託費〕と〔補助金〕のどちらに該当するかは、本要領p.3「表1 令和8年度新規課題公募区分」をご確認ください。また、〔委託費〕か〔補助金〕かによって、応募要件等に違いがあります。応募予定の公募区分にある応募要件等について、〔委託費〕であれば「Ⅱ. 推進費〔委託費〕に関する事項」を、〔補助金〕であれば「Ⅲ. 推進費〔補助金〕に関する事項」をそれぞれご参照ください。

応募書類の不備により、受理ができない場合や提出期限に間に合わない等の事態について、独立行政法人環境再生保全機構（以下「ERCA」という。）における事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても受け付けません。

I. 推進費〔全公募区分〕の共通事項

1. 推進費の目的と研究の性格

○環境政策への貢献・反映を目的としています。

推進費は、気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、環境分野のほぼ全域にわたる研究開発を実施しています。

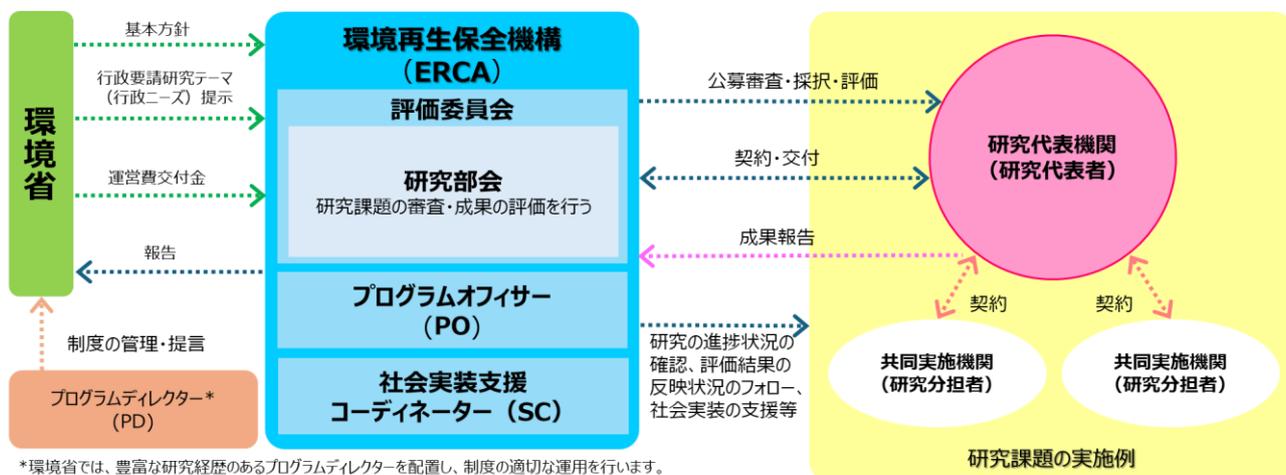
持続可能な社会構築のための環境研究・技術開発を着実に実施するとともに、その成果が持続可能な社会構築のための数々の環境問題を解決に導くための政策（以下「環境政策」という。）の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的とし、重点的に取り組むべき研究・技術開発に関する重点課題、速やかに研究成果を環境政策に反映するための行政要請研究テーマ（行政ニーズ）を示し、公募を行います。このため、想定される研究成果により環境政策への貢献・反映、社会課題の解決が期待できることが、採択の条件となります。

○競争的研究費です。

推進費では、研究者より応募された研究課題候補を、外部学識経験者等による審査に付し、必要性（環境行政上の意義、科学的・技術的意義）、有効性（目標の妥当性、目標の達成可能性、環境政策等への貢献度、成果の波及効果）、効率性（研究体制・研究計画・研究経費の妥当性）の観点から評価し、競争的に選定・採択します。

2. 推進費の実施体制

独立行政法人環境再生保全機構（以下「ERCA」という。）は、推進費の配分機関として、新規課題の公募及び審査、研究費の配分・契約、中間・事後評価等の業務を行っています。推進費の基本方針の検討・策定、行政要請研究テーマ（行政ニーズ）の策定・提示、環境政策への活用及び推進費制度全体の管理・評価については、環境省で実施しています。



3. 研究開発の対象

(1) 公募区分

令和8年度新規課題の公募区分は、表1のとおりです。各公募区分の詳細は、本要領p.39「II. 推進費〔委託費〕に関する事項」又は本要領p.53「III. 推進費〔補助金〕に関する事項」をご参照ください。

表1 令和8年度新規課題公募区分

公募区分	研究開発費の 支援規模 (注1)	研究期間 (注2)	委託費・ 補助金の別
環境問題対応型研究			
環境問題対応型研究 (一般課題)	4,000万円以内/年	3年以内	委託費
環境問題対応型研究 (技術実証型) (注3)	4,000万円以内/年		
環境問題対応型研究 (ミディアムファンディング枠)	2,000万円以内/年		
次世代事業 (補助率1/2)			
ア. 「技術開発実証・実用化事業」 (注4)	1億円以内/年	3年以内	補助金
イ. 「次世代循環型社会形成推進技術 基盤整備事業」 (注5)	2億円以内/年		
革新型研究開発 (若手枠)			
革新型研究開発 (若手枠A)	600万円以内/年	3年以内	委託費
革新型研究開発 (若手枠B)	300万円以内/年		
戦略的研究開発 (注6)			
戦略的研究開発 (I)	3億円以内/年	5年以内	委託費
戦略的研究開発 (II)	1億円以内/年	3年以内	

注1：間接経費（30%）、消費税を含む1年間の上限額。

研究開発費の支援規模及び経費の計算方法の詳細を、本要領p.74「（参考）申請に当たって注意すべきポイント」に記載しておりますので参照してください。

注2：研究期間は1年単位で申請が可能です（但し、戦略的研究開発を除く）。

注3：環境問題対応型研究（技術実証型）は、技術開発成果の社会実装を目指し、当該技術の実用可能性の検証を行う課題となります。

注4：「技術開発実証・実用化事業」は、全ての研究対象領域において実証・実用化を図ることを目指した事業です。総額の1/2を補助しますので、研究開発費は最大2億円/年、ERCAの補助は最大1億円/年となります。

注5：「次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業」は、資源循環領域において、廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会の形成推進に関するもので、実現可能性、汎用性及び経済効率性が見込まれる技術を開発する事業です。総額の1/2を補助しますので、研究開発費は最大4億円/年、ERCAの補助は最大2億円/年となります。

注6：「戦略的研究開発」は、公募に際して、あらかじめ環境省が研究プロジェクトを構成する研

究テーマを提示し、各テーマを構成する研究課題（サブテーマ）を公募します。

（２）公募研究領域と重点課題

令和８年度新規課題の公募は、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和６年８月環境大臣決定）（以下「推進戦略」という。）の構成に沿った５つの研究領域で行います。各研究領域において、中長期的な社会像の実現に向けて、令和６年度以降の５年程度で重点的に取り組むべき重点課題を示し、研究・技術開発を推進します。重点課題は、表２のとおりです。

応募に当たっては重点課題と対応する研究領域を選択してください（「戦略的研究開発」を除く。）。重点課題は「主」、「副」の２つまで選択することが可能です。より重視する重点課題を「主」として選択し、研究領域は「主」とした重点課題に対応する研究領域を選択してください。審査は研究領域ごとに設置された研究部会にて行います。

表２ 公募研究領域と重点課題

研究領域	各領域に対応する「推進戦略」の重点課題
統合領域	<p>【重点課題①】持続可能な社会の実現に向けたビジョン・理念の提示及びその実現</p> <p>【重点課題②】環境・経済・社会の統合的向上</p> <p>【重点課題③】ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブの統合的な実現</p> <p>【重点課題④】災害・事故に伴う環境問題への対応</p> <p>【重点課題⑤】グローバルな課題の解決及び国際協調・国際競争力の強化</p>
気候変動領域	<p>【重点課題⑥】気候変動緩和策</p> <p>【重点課題⑦】気候変動適応策</p> <p>【重点課題⑧】地球温暖化現象の解明・予測・対策評価</p> <p>※本領域における研究・技術開発は、特定の産業の発達、改善、調整を目的としているものではありません。</p>
資源循環領域	<p>【重点課題⑨】地域循環共生圏形成に資する廃棄物処理システムの構築</p> <p>【重点課題⑩】ライフサイクル全体での徹底的な資源循環</p> <p>【重点課題⑪】社会構造の変化に対応した持続可能な廃棄物の適正処理の確保</p>
自然共生領域	<p>【重点課題⑫】生物多様性の保全に資する科学的知見の充実や対策手法の技術開発</p> <p>【重点課題⑬】生態系サービスの持続的な利用やシステム解明</p>
安全確保領域	<p>【重点課題⑭】化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進</p> <p>【重点課題⑮】大気等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明</p> <p>【重点課題⑯】水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明</p>

※エネルギー起源CO₂^(注1)の排出抑制を主たる目的とした技術開発は公募対象外とします（エネルギー起源CO₂の排出抑制を主たる目的とした技術開発はエネルギー対策特別会計事業^(注2)の対象となります。）。非エネルギー起源CO₂の排出抑制を目的とした研究提案は公募対象です。

注１：エネルギー起源CO₂とは、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素を指します。

注２：環境省ホームページ「エネ特（エネルギー対策特別会計）とは」

<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/about/>

なお、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和６年８月環境大臣決定）については、以下をご参照ください。

○環境省：環境研究・環境技術開発の推進について

<https://www.env.go.jp/policy/tech/kaihatsu.html>

(3) 行政要請研究テーマ（行政ニーズ）

行政要請研究テーマ（行政ニーズ）は、前項で示した公募研究領域の16の重点課題ごとに、環境省各部署が速やかに研究成果を環境政策に反映するための環境研究・技術開発のテーマを設定したものです。本公募においては、行政要請研究テーマに適合する研究・技術開発の提案を重視しますが、行政要請研究テーマへの適合は申請にあたっての必須条件ではありません。

今回、環境省が設定した各重点課題の行政要請研究テーマは「別添資料1 令和8年度新規課題に対する行政要請研究テーマについて」をご参照ください。

4. 令和8年度新規課題公募に関する特記事項

(1) 環境問題対応型（一般課題、技術実証型）に期待する予算規模

当該公募区分の研究開発費の支援規模は、年間4,000万円を上限としていますが、より多くの研究開発提案に実施の機会を提供したいという観点から、期待する研究開発費の予算規模を設定します。期待する予算規模は、年間3,500万円以下（最終年度3,400万円以下）とし、超過する場合は、令和8（2026）年度環境研究総合推進費申請書（以下「申請書」という。）の「5 各年度別経費内訳」にその理由等について記載してください。

(2) 一定の採択枠を設ける公募区分

令和8年度新規課題公募では、以下の公募区分について一定の採択枠を設けます。

1) 環境問題対応型研究（ミディアムファンディング枠）

自然科学分野から人文・社会科学分野までの多様な分野からの研究提案、若手研究者からの研究提案など、より多くの研究提案に機会を提供することを目的として設置する申請枠で、研究開発費の年間支援規模が全研究期間2,000万円以内/年で実施する研究課題。

環境問題対応型研究（ミディアムファンディング枠）の詳細は本要領p.39「Ⅱ.1.（2）公募区分」をご参照ください。

2) 革新型研究開発（若手枠）

自然科学分野から人文・社会科学分野までの多様な分野の若手研究者の育成支援及び活躍促進を一層図るため、新規性・独創性・革新性に重点を置いた、若手研究者向けの申請枠である革新型研究開発（若手枠）として実施する研究課題。

なお、革新型研究開発（若手枠）への申請は、研究代表者及び研究分担者の全員が「令和8年4月1日時点で40歳未満であること」を要件とします。また、博士号取得者においては、「令和8年4月1日時点で40歳未満であること」又は「令和8年4月1日時点で博士の学位取得後8年未満であること」を要件とします。

革新型研究開発（若手枠）の詳細は本要領p.39「Ⅱ.1.（2）公募区分」をご参照ください。

(3) 特に提案を求める研究課題「多様な分野による知見により環境政策へ貢献する研究課題」

複雑化した社会問題を解決するに当たっては、環境による経済・社会への影響の分析を行い、充実した成果を得る必要がありますが、そのためには自然科学のみならず人文・社会科学を含めたさまざまな分野の専門家を巻き込んだ取組が重要です。

令和8年度新規課題公募では、全ての公募区分において、環境政策への貢献・反映（成果の社会実装）をより一層推進するため、人文・社会科学分野の研究課題や、自然科学分野から人文・社会科学分野までの多様な分野の知見を総合的に活用した研究課題や、従来、環境分野として捉えられてきたテーマを超えた政策課題の解決にも貢献するような研究課題を奨励します。なお、該当すると考える場合は、多様な分野による知見の活用が、環境政策への貢献・反映の促進にもたらす効果を申請書の所定の欄に具体的に記入してください。

(4) 海外研究機関との研究連携について

国際共同研究による研究成果の最大化を目的として、研究課題を実施するにあたり、海外の研

究機関に所属する研究者が自国等で独自に研究費を調達した研究と国際共同研究を実施し、その連携により研究成果に優れた効果をもたらすと思われる研究課題については加点を考慮します。

該当する場合は、当該研究機関の名称と連携内容（単なる意見交換、情報交換は除く。）及び当該連携が本研究成果にもたらす効果を申請書の所定の欄に具体的に記入してください。

なお、海外研究機関の方を研究分担者とすることはできません。

(5) 「研究目標」の設定について

計画的かつ効率的に研究を進めるため、研究終了時における到達点をあらかじめ明確にしてください。また、研究成果の最大化を図るため、意欲的、具体的かつ明確な目標を申請時に設定してください。

研究目標は中間・事後評価の際に、研究目標の困難度を踏まえて、年度研究計画の進捗・達成状況等を評価する基準となります。なお、研究目標は、契約締結後に研究者の都合で変更することはできません。

申請書の「3 研究目標」には、本要領p.64「(別紙2) 研究目標の設定について」を必ず参照のうえ、研究課題全体及びサブテーマごとに、本研究の研究目的に対して、何を、どの水準まで達成するのかを具体的かつ明確に記載してください。

○環境研究総合推進費令和7年度 中間・事後評価要領

https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/document/keiyaku_6_1.pdf

(6) 社会実装ロードマップの策定

環境問題対応型研究（技術実証型）又は次世代事業への申請に当たっては、「社会実装ロードマップ」を策定いただきます。「社会実装ロードマップ」には、研究・開発段階から実証・普及までの道筋、必要な資源、克服すべき課題等を示してください。環境政策への貢献・反映に向けて、関係者が共通の目標を持って連携するための指針として活用します。本要領p.69「(別紙3) 社会実装ロードマップの策定について」を必ず参照の上、策定してください。

5. 応募手続

(1) 応募方法

府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）での応募とします。

推進費〔委託費〕と推進費〔補助金〕で必要な書類が異なりますので、それぞれ本要領p. 39「Ⅱ. 推進費〔委託費〕に関する事項」又は本要領p. 53「Ⅲ. 推進費〔補助金〕に関する事項」をご参照ください。

(2) 応募期間の主なスケジュール

公募開始日時	令和7年9月8日（月）14時
公募締切日時	令和7年10月10日（金）14時 (e-Radでの応募書類の受付期限)

※ 提出後の応募書類について、ERCAの受理後は、記入ミス等の軽微な訂正による再提出を含め、差し替えは一切行うことができません。なお、公募締切日前であっても申請のあったものから順次受理の処理及び審査の準備を行いますので、十分に記載内容を確認の上、申請してください。応募の取下げ申請があった場合には、公募締切後に一括で処理いたします。

※ 受付期間以降に到着した書類のうち、遅延がERCAにおける事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても受け付けません。

例年、締切り間近に申請が集中し、e-Radの受付処理が滞る事態が生じています。e-Radへの情報入力には最低でも60分前後かかりますので、公募締切り前数日以上の余裕をもって申請してください。

また、e-Radでの応募に当たっては、公募区分ごとに応募フォームが異なりますので、くれぐれもご注意ください。

※ **【重要】** e-Radシステムへの登録について

推進費の応募に当たっては、e-Radシステムへの事前登録（研究機関、研究者情報、研究インテグリティに係る情報）が必要です。事前登録の詳細は本要領p. 9「Ⅰ. 6. (3) e-Rad使用に当たる事前登録」をご参照ください。e-Radに研究機関の登録がされていない場合は、登録手続に日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続をしてください。

6. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法

（1）府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

応募は、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」にて受付けます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究費制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付 → 採択 → 採択課題の管理 → 研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

（2）システムの操作方法に関するお問合せ先

操作方法に関するマニュアルは、e-Radポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）から参照又はダウンロードすることができます。

e-Radの操作方法に関する問合せは、e-Radヘルプデスクにて受付けます。ポータルサイトをよく確認の上、お問合せください。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

○ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

ポータルサイトのトップページ最下段に、研究者及び研究機関向け登録・手続きページへのリンクが設けられていますので、適宜ご参照ください。

（3）e-Rad使用に当たる事前登録

1）研究機関の登録

研究代表者が所属する研究機関及び研究分担者が所属する研究機関が、応募時まで登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手続に日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続をしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

2）研究者情報の登録

研究課題に応募する研究代表者及び研究に参画する研究分担者は、研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります（研究協力者は不要です。）。

研究機関に所属している研究者の情報は、所属研究機関が登録します。なお、過去に文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されていた研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。研究者番号等を確認の上、所属研究機関情報の追加を行ってください。

なお、採択・研究開始後に研究分担者として雇用を予定している場合は、申請書において「雇用予定」と記載し、研究開始後に研究分担者の追加に係る手続を行ってください。

3）研究インテグリティに係る情報の登録

e-Radの改修以降(2022年3月15日以降)に研究インテグリティに係る情報の登録を行っていない

い場合は、必ず、応募の前に情報の登録を行ってください^(注1)（既に登録済みの方は必要ありません。）。研究課題に応募する研究代表者及び研究に参画する研究分担者の全員の登録をお願いします。

研究インテグリティの確保については本要領p.29「I.9.（8）研究インテグリティの確保に係る対応について」をご参照ください。

注1： 研究インテグリティに係る情報の登録の手順

e-Radにログイン後、「研究者情報の確認・修正」をクリックします。次に、「研究者情報の修正」の画面の「所属研究機関」タブをクリックします。「e-Rad外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況」に情報を入力してください。「（3）誓約状況」のチェックは必須となります。研究代表者及び研究に参画する研究分担者のうち、いずれか一名でもチェックマークが入っていない場合は応募が受理されませんので事前の登録を確実に行ってください。

（4）e-Radでの応募申請

e-Radへの情報入力は最低でも60分前後の時間がかかりますので、公募締切前数日以上の十分な余裕をもって申請してください。入力内容は一時保存が可能です。

応募情報を入力する際、申請書からの転記箇所は指示通りの箇所をコピー・貼り付けるなどして正確に転記してください。申請書を修正した場合は、e-Radにも最新の情報が転記されているか確認してください。e-Radの「応募（新規登録）」画面には「基本情報」タブ、「研究経費・研究組織」タブ、「個別項目」タブ、「応募・受入状況」タブの4つが用意されていますが、「応募・受入状況」タブについては、同様の内容を申請書に記載いただくため、e-Rad入力作業は不要です。

応募（新規登録）

応募を行うに当たって必要となる各種情報の入力を行います。
画面はタブ構成になっており、それぞれのタブをクリックすると各タブでの入力欄が表示されます。
各タブの必要な項目をすべて入力し、「この内容で提出」をクリックしてください。

公募年度/公募名 | 2025年度 /

課題ID/研究開発課題名 **必須** | XXXXXXXX /
100文字以内

一時保存中の課題を配分機関に公開する **必須** | 公開する 公開しない

基本情報 | 研究経費・研究組織 | 個別項目 | 応募・受入状況

基本情報

入力が必要

入力不要

（5）e-Radの使用に当たっての留意事項

1) e-Radの利用可能時間帯

原則として24時間365日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行

うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめ告知されます。
※ヘルプデスク運用時間は、国民の祝日及び年末年始を除く平日9:00～18:00となります。

詳細はp. 76「IV. 公募に関するお問合せ先」をご参考ください。

2) 公募区分ごとのシステム入り口

e-Radでの応募に当たっては、公募区分ごとにシステムへの入り口が異なりますので、ご注意ください。

3) 個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の競争的研究費制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）する他、e-Radを経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

4) 研究者情報のresearchmapへの登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmapは、e-Radや多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmapで登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されており、応募者は、researchmapに登録するよう、ご協力をお願いします。

5) e-Radからの内閣府への情報提供等について

第6期科学技術基本計画（令和3年3月閣議決定）において、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM（Evidence Based Policy Making）を徹底することとしており、e-Radに登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されることが示されました。これを受けて、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）及び関係府省では、公募型研究費制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績のe-Radでの登録を徹底することとしています。

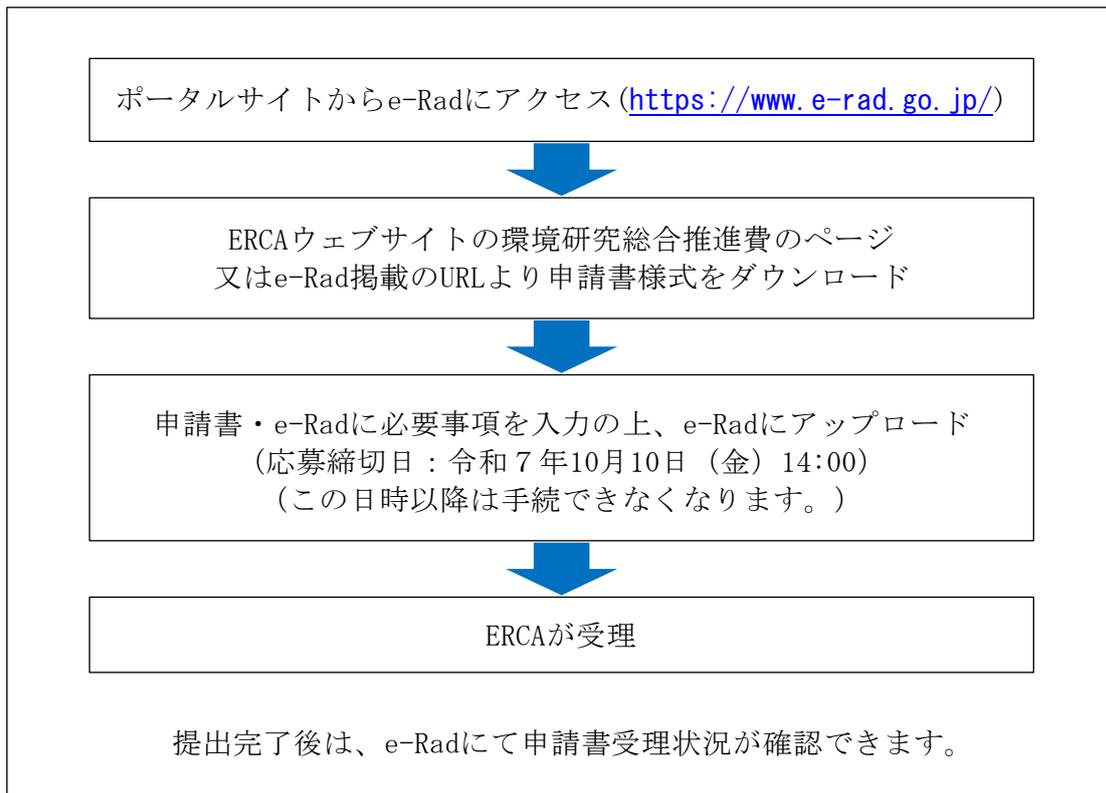
このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Radでの入力をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

6) e-Rad上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関するe-Rad上の情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後に適宜ERCAホームページにおいて公開します。

(6) e-Radシステムを利用した応募について

1) 応募の流れ



- ※ 提出後の応募書類について、ERCAの受理後は、記入ミス等の軽微な訂正による再提出を含め、修正・差し替え等は一切行うことができませんので、ご注意ください。なお、受理の処理及び審査準備は、公募締切日前であっても申請のあったものから順次行いますので、十分に記載内容を確認の上、申請してください。公募の取り下げ申請があった場合には、公募締切後に一括で処理いたします。
- ※ 提出完了後、応募のステータスが「配分機関受理待ち」、「受理済」又は「配分機関処理中」のいずれかとなっているか「課題一覧」画面で必ず確認してください。
応募締切日時までに上記のステータスになっていない場合は応募がされているとみなされず、申請は無効となりますのでご注意ください。

2) システム上で提出するに当たっての留意点

<p>申請書に貼り付ける画像ファイル形式</p>	<p>○申請書に貼り付ける画像ファイルは「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。</p>
<p>ファイル容量</p>	<p>○申請書の容量は、各ファイル10 MB以下として作成してください。</p>
<p>e-Radにアップロードするファイル及びアップロード方法</p>	<p>○アップロードするファイル 【応募情報ファイル】 ファイル名：令和8(2026)年度環境研究総合推進費申請書 ファイル形式：PDF</p> <p>【参考資料】 < (別添) 課題情報・経費積算シート > ファイル名：(別添) 課題情報・経費積算シート ファイル形式：zip <u>※Excelファイルをパスワードなしのzipファイルにして添付してください。</u></p> <p>< 次世代事業必要資料 > 次世代事業に応募の方のみ <u>上記の共通資料に追加して、以下の資料を、A4サイズ・日本語で作成し、すべてのファイルを1つのパスワードなしのzipファイルにまとめてご提出ください。</u> ファイル名：次世代事業必要資料</p> <p>次世代事業 ア. 「技術開発実証・実用化事業」に応募の場合 ・研究代表者及び研究分担者の所属する機関の直近3年分の貸借対照表、損益計算書</p> <p>次世代事業 イ. 「次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業」に応募の場合 ・研究代表者及び研究分担者の所属する機関の直近3年分の貸借対照表、損益計算書 ・廃棄物処理等のフローチャート（取り扱う廃棄物の処理等のフローチャート及び処理に伴い生じた廃棄物の処理に係るフローチャートを示すこと。）</p>

○アップロード方法

e-Radの「基本情報」タブの「基本情報-申請書類」部分の「応募情報ファイル」欄にアップロードしてください（以下画面参照）。

基本情報-申請書類				
名称	形式	サイズ	ファイル名	削除
応募情報ファイル	[PDF (PDF)]	10MB	<input type="text"/>	参照 クリア 削除
+ 行の追加 ✖ 選択行の削除				
名称	形式	サイズ	ファイル名	
参考資料	[すべて]	10MB	<input type="text"/>	参照 クリア 削除

↑ アップロード

その他

- 応募締切日時までに、応募のステータスが「配分機関受理待ち」、「受理済」又は「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。
- 応募に当たっては、所属研究機関の長及び契約事務担当者の承認が必要となります。詳細は本要領p. 46「Ⅱ. 2. (3) 本申請に係る所属機関等の承認について」又は本要領p. 55「Ⅲ. 2. (4) 本申請に係る所属機関等の承認について」をご参照ください。
- 上記以外の注意事項や内容の詳細については、ポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載しておりますので、ご確認ください。
- 研究代表者が責任を持ってe-Radを経由してERCAへ応募書類を提出してください。
- 応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、本公募要領を熟読のうえ、注意して記入してください（応募書類のフォーマットの変更や改編は不備とみなされますのでご注意ください。）。提出後の応募書類については、ERCAでの「受理」の処理後は、いかなる理由があっても差替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

7. 審査方法

原則として外部学識経験者で構成される、5つの研究領域ごとに設置された研究部会（統合部会、気候変動部会、資源循環部会、自然共生部会、安全確保部会）にて以下の手順で審査します。なお、申請書は日本語で記載されたもののみを審査対象とします。5つの研究領域は、本要領p. 4「表2 公募研究領域と重点課題」に示したとおりです。なお、審査は非公開となります。

審査に係る連絡・通知は、すべて研究代表者宛てにメールで送付いたします。

表3 審査の主なスケジュール（予定）

1) 対象公募区分：環境問題対応型研究・次世代事業・戦略的研究開発

審査工程	日程
公募期間	9月8日（月）～10月10日（金）
プレ審査の実施	10月中旬～11月上旬
第一次審査（書面評価）の実施	11月中旬～12月上旬
第一次審査結果通知	12月下旬以降順次
第二次審査（ヒアリング評価）の実施	令和8年1月下旬～2月中旬
第二次審査結果通知（採択・内定）	3月中旬

2) 対象公募区分：革新型研究開発（若手枠）

審査工程	日程
公募期間	9月8日（月）～10月10日（金）
プレ審査の実施	10月中旬～11月上旬
第一次審査（書面評価）の実施	11月中旬～12月上旬
第一次審査結果通知（採択・内定）	令和8年3月中旬

※ 革新型研究開発（若手枠）は第二次審査（ヒアリング評価）は実施しません。

(1) プレ審査（資格・要件チェック、研究部会の振り分け）

応募書類に記載された研究対象、研究実施機関、研究代表者及び研究分担者、研究課題の各項目が要件を満たしているかどうかについて、ERCAが審査するとともに、第一次審査・第二次審査を担当する研究領域に振り分けます（申請書に記載されている領域とは別の領域に再振り分けすることがあります。）。プレ審査の段階で、研究内容が以下のア～カに該当することが判明した場合は、以降の審査を行わず不通過とする場合がありますのでご注意ください。

不通過の場合は、令和7年11月中に審査結果通知文書を送付します。

ア. 本要領p. 4に示した公募研究領域のいずれにも該当しない場合

イ. 当該研究により見込まれる環境政策への貢献について記されていない場合

ウ. エネルギー起源CO₂の排出抑制を主たる目的とした技術開発であると考えられる場合

エ. 環境省の他の予算事業の対象であると考えられる場合^(注1)

- オ. 応募書類の不備（様式の改編や未記入等）等により、資格・要件チェック^(注2)や研究計画の評価に支障がある場合
- カ. 本要領p. 3に示した公募区分の主旨に反する場合（研究開発費の支援規模の超過等）

注1：事業の対象・所掌範囲内である場合に推進費の公募対象外となる環境省の他の予算事業の例（例であり、これらに限らないことに留意すること。）

予算事業名	事業の内容等
地球環境保全試験研究費	環境省設置法第4条第3号の規定に基づき、関係府省の試験研究機関が地球環境の保全に関する試験研究を実施。 URL： https://www.env.go.jp/earth/study/kenkyuhi/index.html (推進費との役割分担等を記載)
各種エネルギー対策特別会計予算事業	主な予算事業の概要については以下のリンク先を参照ください。 URL： https://www.env.go.jp/earth/42024_00004.html (令和7年度の主な予算事業一覧)

注2：審査にあたって、法人登記簿抄本等の提出を求めることがあります。

(2) 第一次審査（書面評価）

プレ審査を通過した応募課題について、書面にて審査を行います。選定された外部学識経験者が審査対象の応募課題に対し利害関係を有する場合は、ERCAの規程に基づき審査を棄権します。なお、第一次審査結果は、以下のとおりお知らせします。

1) 環境問題対応型研究・次世代事業・戦略的研究開発

【通過の場合】

令和8年1月上旬までに審査結果通知文書及び第二次審査の実施についてのお知らせを送付します。

【不通過の場合】

令和8年1月上旬までにメールにてお知らせします。また、令和8年3月中旬頃に審査結果通知文書を送付します。

2) 革新型研究開発（若手枠）

若手枠は第一次審査（書面評価）の結果に基づき採否を決定します。第二次審査（ヒアリング評価）は実施しません。審査結果については、令和8年3月中旬頃に審査結果通知文書を送付します。

(3) 第二次審査（ヒアリング評価）※Web会議システムを使用したオンライン開催

環境問題対応型研究・次世代事業・戦略的研究開発のうち、第一次審査を通過した応募課題について、令和8年1月下旬～2月中旬にヒアリングを行います。この審査では、研究代表者によるプレゼンテーション及び質疑応答を通じ、部会委員及び環境省担当者が審査を行います。

ヒアリングでのプレゼンテーション及び質疑応答は日本語で行います。第二次審査（ヒアリン

グ評価)の日程はERCAウェブサイトに掲載します。

部会委員が審査対象の応募課題に対し利害関係を有する場合は、ERCAの規程に基づき審査を棄権します。

(4) 審査の観点

応募課題の審査は、①必要性(環境行政上の意義、科学的・技術的意義)、②有効性(目標の妥当性、目標の達成可能性、環境政策等への貢献度、成果の波及効果)、③効率性(研究体制・研究計画・研究経費の妥当性)の3つの観点から総合的に行います。

なお、「研究目標」については、内外の研究動向や技術開発動向を踏まえ、意欲的、具体的かつ明確な設定がされているかといった、目標設定の適切さ等についても審査します。

また、応募課題の第一次審査に際し、環境省内で応募書類を供覧に付し、各部局/課室の行政施策への貢献度が高いと評価される研究計画に対して推薦を受付ける仕組み(以下「行政推薦」という。)を設けています。「行政推薦」がなされた場合は、審査に当たって加点要素となります。

審査の観点について

審査は3つの観点(必要性、有効性、効率性)から総合的に行います。

①必要性(環境行政上の意義、科学的・技術的意義)

- 環境省の政策課題等を踏まえ、研究の環境行政上の意義等が適切に記載されているか。なぜ今必要な研究なのかをバックキャストで記載できているか。
- 先行研究・類似研究をリサーチできているか。提案する研究に新規性・独創性はあるか。

②有効性(目標の妥当性、目標の達成可能性、環境政策への貢献度、成果の波及効果)

- 目標設定は適切か。研究目標の達成見込みは高いか。
- 研究成果が今後の環境政策にどのように貢献できるか。(環境問題対応型「技術実証型」研究については、社会実装後に社会的・経済的にどのような効果をもたらすことができるのか)が適切に記載されているか。

③効率性(研究体制・研究計画・研究経費の妥当性)

- 研究体制は、研究計画を効率的・効果的に遂行するために適切か。
- 研究者の実績・適性は十分か。エフォート(研究の専従率)は低すぎることなく妥当か。
- 位置付けが不明確なサブテーマが含まれていないか。
- 研究計画に対して、過剰な経費積算をしていないか。

環境問題対応型研究(技術実証型)及び次世代事業は**先導性・発展性・実用性**に重点を置いて評価します。革新型研究開発(若手枠)は**新規性・独創性・革新性**に重点を置いて評価します。

詳細については、以下をご参照ください。

○環境省研究開発評価指針(平成29年7月14日 環境省総合環境政策統括官決定)

<https://www.env.go.jp/policy/tech/guide.pdf>

○過去の採択課題・実施中の研究課題について

応募を予定している研究がどの研究領域に該当するのか判断が難しい場合や、推進費において既に実施されている研究課題との重複又は類似については、ERCAホームページで公開している「研究課題データベース」をご参照ください。

https://www.erca.go.jp/suishinhi/seika/db/search.php?research_status=ing

■ 研究課題名・キーワード

■ 研究区分 ?

環境問題対応型研究 環境問題対応型研究（技術実証型）
 環境問題対応型研究（ミディアムファンディング枠）
 革新型研究開発（若手枠） 次世代事業 戦略的研究開発（FS）
 戦略的研究開発（I） 戦略的研究開発（II）

■ 研究領域 ?

統合領域 気候変動領域 資源循環領域 自然共生領域
 安全確保領域

■ 研究開始年度

■ 研究課題番号

■ 研究状況（実施中/終了）

環境研究総合推進費ホームページの、画面右側のこちらのアイコンをクリックしてご利用ください。





研究課題
データベース

参考）ERCA移管前に終了した課題一覧（環境省ホームページ）

https://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/kadai/syuryo_report/h29/h29_suishin_report.html

（５） 評点の基準

評点は、①必要性・②有効性・③効率性の3つの審査の観点により算出します。評点の算出方法は公募区分によって異なります。

環境問題対応型研究（技術実証型）及び次世代事業は先導性・実用性・普及性に重点を置いて評価し、妥当性のある社会実装までのロードマップの提示が求められます。

革新型研究開発（若手枠）は新規性・独創性・革新性に重点を置いて評価します。

第一次審査・第二次審査共通で、下表を点数の目安として、0点～10点で採点されます。なお、採点結果が6点未満の場合は原則として不通過となります。

評点区分	点数の目安
非常に優れている	9～10点
優れている	7～8点
可	6点
やや劣っている	4～5点
劣っている	0～3点

（６）新規課題の採択と審査結果の通知 新規課題の採択は、令和8年度予算案の閣議決定を基に内定し、成立後に決定します。

令和8年3月に開催予定の環境研究推進委員会における審議を踏まえ、ERCAが新規課題の採択を決定し、3月中旬に審査結果通知文書を送付いたします。なお、採択に当たって、研究課題名、

研究体制の構成、研究目標、研究計画等に条件が付される場合があります。また、申請額が査定により減額される場合があります。

採択された研究課題に係る研究代表者・研究分担者、研究計画の概要等はERCAウェブサイトに掲載するほか、印刷物により公表することがあります。

不通過又は不採択（プレ審査、第一次審査、第二次審査）の通知に関し、不通過又は不採択理由に対する問合せには一切応じません。

（7）採択の陳情について

研究課題の審査は外部学識経験者が行っており、ERCA及び環境省へ採択の陳情を行うことは全く意味がありませんので厳に慎んでください。仮に応募課題の関係者から陳情があった場合は、陳情者が当該研究課題への参画予定者本人か否かを問わず、無条件で審査及び採択対象から除外します。また、第一次審査及び第二次審査とも、合否通知以前にERCA及び環境省へ合否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んでください。

また、部会委員については、採択する研究課題が決定した後、ERCAホームページで公表しますが、研究代表者・研究分担者は、採択後であっても評価に係る事項に関して部会委員と接触することは禁止されています。

（8）虚偽記載への対応について

応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し、減額配分又は5年間の応募制限とすることがあります。

8. 重複応募の制限

(1) 推進費で令和8年度継続予定の研究課題の研究代表者は応募できません

推進費で令和7年度に研究実施中で、令和8年度も継続予定の研究課題の研究代表者（戦略的研究開発においてはプロジェクトリーダー（PL）及びテマリーダー（TL））は、今回実施する令和8年度新規課題公募に、研究代表者として応募することはできません。

ただし、継続予定の研究に支障を及ぼさない範囲で、研究分担者等として参画することは差し支えありません。

(2) 研究代表者として複数の研究課題に応募することはできません

今回実施する令和8年度新規課題公募に、研究代表者（戦略的研究開発においてはPL及びTL）として複数の応募をすることはできません。研究代表者として実施する研究課題の提案は、推進費全体で1件のみに絞ってご応募ください。

なお、研究代表者として応募する研究課題に支障を及ぼさない範囲で、他の課題の研究分担者（戦略的研究開発におけるサブテマリーダー（STL）を含む）等として、参画することは差し支えありません。ただし、戦略的研究開発のPL及びTLは、当該戦略的研究開発において、複数のSTLとして応募することはできません。

(3) 同一の戦略的研究開発において複数のサブテマリーダー（STL）として応募することはできません

戦略的研究開発にSTLとして応募する場合は、同一の戦略的研究開発の他のSTLとして応募することはできません。

表4 重複制限一覧表

応募予定 課題		戦略的研究開発以外		戦略的研究開発		
		研究代表者	研究分担者	PL・TL	STL (PL・TL除 く)	研究分担者
他の 応募課題・ 継続課題	研究 代表者	×	○	×	○	○
	研究 分担者	○	○	○	○	○
戦略的 研究開発	PL・TL	×	○	×	○	○
	STL	○	○	○	○	○

	研究 分担者	○	○	○	○	○
--	-----------	---	---	---	---	---

(4) 既存の助成課題に類似する研究課題は応募できません

推進費を含む他の競争的研究費等により実施中の研究課題と、内容が類似する研究課題は応募できません。 研究代表者・研究分担者は、推進費への応募後、推進費に応募した研究課題と、他の競争的研究費等の助成対象となった課題の内容が類似している場合は、直ちにERCAに連絡する必要があります。

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、必要な範囲内で、応募内容の全部又は一部について、他府省の競争的研究費担当課（独立行政法人の配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があります。また、採択後であっても、不合理な重複及び過度の集中が明らかになった場合は、採択を取り消すことがあります。

(5) 他の応募課題と類似した研究体制や研究内容が重複した応募はできません

同一または異なる公募区分に、類似した研究体制（複数の研究者同士で役割を変えたケースなど）や研究内容の研究課題を応募することはできません。

(6) 公募区分ごとの応募要件について

上記（1）～（5）以外にも、公募区分ごとに、研究代表者・研究分担者・研究体制等に係る応募要件が定められていますので、応募予定の公募区分に該当するページをご確認ください。

9. 応募に当たっての留意事項

(1) 不正行為等への対応について

ERCAでは、競争的研究費に係る不適正経理に対する処分の制度化及び適切な予防措置を講ずること並びに捏造、改ざん、盗用などの不正行為の防止を目的として、「研究活動における不正行為等への対応に関する規程」を制定しており、違反者に対しては厳格な措置を執ります。

1) 研究費の不正な使用等に対する措置

研究費の不正な使用等が行われた場合には、研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還の措置を執ることがあります。また、不正の内容等に応じて、他府省を含む他の競争的研究費担当に当該不正事案の概要を提供することにより、推進費及び他府省等の競争的研究費制度への申請及び参加の制限措置を執ることがあります。

2) 研究機関における研究費の管理・監査体制の整備及び不正行為等への対応に関する措置

研究機関は、自身の責任において研究費の管理・監査の体制を整備すること、研究費の適正な執行及びコンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講ずることが必要です。また、不正行為等に係る告発等があった場合は、所定の調査等を行い、ERCAへの報告が必要です。これらの対応に不備がある場合、間接経費の削減の措置を執ることがあります。

3) 研究活動における不正行為に対する措置

研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用等）が認められた場合、その内容に応じて、研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、事実の公表の措置を執ることがあります。また、不正行為に関与した者について、不正の内容等に応じて、推進費及び他府省等の競争的研究費制度への申請及び参加の制限措置を執ります。

4) ERCAにおける研究活動の未然不正防止の取組みへの協力

推進費による研究を実施する研究代表者及び当該研究に実質的に参画していると研究代表者が判断する研究者は、不正行為を未然に防止するために研究公正に関するプログラムを履修する必要があります。

上記履修対象者は、以下のいずれかのプログラム・教材を、原則、推進費による研究期間の初年度内に履修してください。履修状況については、実地検査等により確認することがあります。

ア. APRIN eラーニングプログラムの履修

イ. 「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）の通読又は研究倫理eラーニングコース「eL CoRE」の履修

ウ. ERCAが開催する新規課題説明会における研究公正講習会の受講

エ. 研究代表者の所属機関が、上記と内容的に同等と判断したプログラムの履修

詳細については、以下をご参照ください。

○競争的研究費の不合理的な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な措置について

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（令和3年12月17日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

- 研究開発費の不適正な経理処理（不正使用及び不正受給）及びデータの捏造等の不正行為に関する規定について

「研究活動における不正行為等への対応に関する規程」（令和4年3月29日改正 ERCA）

<https://www.erca.go.jp/suishinhi/koubo/pdf/kitei.pdf>

- ERCAから配分される競争的研究費を適正に管理するための必要な事項について

「競争的研究資金に係る研究活動における不正行為への対応指針」（平成29年7月14日改正 環境省）

https://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/rule/pdf/h290714fusei_sisin.pdf

「研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成29年7月14日改正 環境省）

https://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/rule/pdf/h290714kanri_kansa_guideline.pdf

「環境省の所管する競争的研究資金における不正使用及び不正受給に係る研究費の執行停止、応募資格の制限及び研究費の返還等に関する規程」（平成29年7月14日改正 環境省）

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kankyo_fusei.pdf

- 各種事務手続の取扱いに関する申合せについて

「競争的研究費における各種事務手続等に係る統一ルールについて」（令和5年5月24日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf

- 間接経費の取扱いに関する申合せについて

「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（令和5年5月31日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kansetsu_sikkou.pdf

また、ERCAが実施する事業に係る研究開発活動の不正行為及び研究費の不正な使用の告発受付窓口を以下のとおり設置しています。

独立行政法人環境再生保全機構 環境研究総合推進部
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー9階
E-mail : kouseiuketsuke[AT]erca.go.jp ※[AT]は@に置き換えてお送りください

(2) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流失し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該推進費研究を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、所属の研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制^(注1)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分を停止したり、研究費の配分決定を取り消したりすることがあります。

注1：現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械等、ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）があります。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型^(注2)に該当する居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリ等の記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。このため外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

注2：非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、経済産業省通達「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

○外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります^(注3)。このため、契約締結時又は補助金交付決定時までには、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否

かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて確認を行う場合があります。提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

注3：輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等HPで安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記を参照ください。

○経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

○経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック 第10版

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

○一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/>

○安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

○安全保障貿易管理ガイダンス（入門編）第二版

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>

（3）日本版バイ・ドール制度について

【日本版バイ・ドール制度が適用された国の委託研究開発に関する知的財産権の国外移転について】

令和6（2024）年6月4日に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議において、国が支援を行う研究開発プログラムにおいてどのような技術流出防止策、リスクマネジメントが必要になるのか検討を行った「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」がとりまとめられました。これを受けて、関係省庁、関係機関が一体となって技術流出防止策に取り組んでいく必要があります。同提言には、産業技術力強化法第17条に基づく日本版バイ・ドール制度の運用に係るものも含まれています。

日本版バイ・ドール制度では、国の委託研究開発から生じた知的財産権を受託者（民間企業等）に帰属することを可能としていますが、受託者から第三者への当該知的財産権の移転等に当たっては、子会社又は親会社への移転等を除き、あらかじめ国の承諾を受けることを条件と

しています。そのため、例えば、①国外企業の日本法人が親会社に知的財産を移転する場合、②国内企業の子会社がM&A等により新たに国外企業の子会社となり、当該国外企業に事業売却・譲渡を行う場合、③国内企業の本社が国外に移転し、国外企業となる場合など、移転先の子会社又は親会社が国外企業である場合等において、国による委託研究開発の成果が国外流出することを防止できない可能性があります。

このことを踏まえ、同提言においては、国外企業たる親会社又は子会社に知的財産を移転する場合は、受託者に事前連絡を求めるとともに、委託者は当該事前連絡を確認の上、契約者間の調整を行うよう徹底することが必要であるとされています。

つきましては、本事業においては、同提言の内容については委託研究契約の内容に沿って、国外企業等への知的財産移転の際には、ERCAへ事前連絡を行い、承認を得るよう徹底していただくようお願いします。

(4) 法令・倫理規程等の遵守について

研究課題の実施に当たり、個人情報への取扱い、生命倫理や安全対策への取組等、法令・倫理規程等に基づく手続を要する課題は、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続を行ってください。また、動物実験を含む研究課題の応募に当たっては、当該動物実験を実施予定の研究機関において定めている動物実験に関する倫理規程等の有無について、申請書で申告していただきます。採択後、ERCAから当該倫理規定等に関する資料について提出を求める場合があります。

なお、倫理規程等に違反して研究を実施した場合は、委託契約に当たっては契約を解除し委託研究費の返還を求められることがあるほか、補助事業に当たっては交付決定を取り消し、補助金の返還を求められることがあります。また、一定期間当該研究者が加わる研究に対して委託契約や研究開発費の交付を行わないことがあります。

実験動物の定義については下記を参照ください。

○環境省：実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/nt_h180428_88.html

(5) ABS指針の遵守について

遺伝資源の取得の機会（Access）とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（Benefit-Sharing）は、生物多様性の重要課題の1つで、Access and Benefit-Sharingの頭文字をとってABSと呼ばれています。

「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」は、生物の多様性に関する条約の3つ目の目的（①生物の多様性の保全、②その構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分）に位置づけられており、条約第15条において次のことが規定されています。

○各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を持ち、遺伝資源への取得の機会（アクセス）について定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属する。遺伝資源にアクセスする際は、提供国の国内法令に従う

○遺伝資源にアクセスする際には、提供国政府による「情報に基づく事前の同意（Prior and informed consent：PIC）」と、提供者との間の「相互に合意する条件（mutually agreed terms：MAT）」の設定が必要

これらのABSに関する基本的なルールが着実に守られるための枠組みとして、平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議において、名古屋議定書（正式名称：生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書）が採択され、日本は、平成29年5月22日に名古屋議定書を締結、8月20日に発効しました。海外の遺伝資源を利用する場合には、これらのABSに関する国際ルールや、遺伝資源提供国の法令を遵守することが必要です。

また、名古屋議定書に対応した国内措置として、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省の共同告示。以下、「ABS指針」）が平成29年8月20日に施行されており、研究実施に当たっては本指針の遵守をお願いします。

ABSの詳細については下記をご確認ください。

○環境省：ABSウェブサイト <https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/index.html>

（6）SBIR制度による支援について

推進費は、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）」に基づくSBIR（Small/Startup Business Innovation Research）制度のうち、特定新技術補助金等に指定されています。特定新技術補助金等の交付に関し、支出の目標等が定められ、革新的な研究開発を行う研究開発型スタートアップ等への支出機会の増大を図ることとされています。

SBIR制度は、スタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装することで、我が国のイノベーション創出を促進するための制度であり、推進費をはじめとする特定新技術補助金等による支出を受けたスタートアップ等は、以下のような支援を受けることができます。

（特定新技術補助金等の研究開発成果を利用した事業活動の支援概要）

- 1) 公共調達における受注機会の確保等
- 2) 事業化支援措置の利用促進
日本政策金融公庫の特別貸付制度を始め、事業化支援措置の利用促進に努める。
- 3) 認定経営革新等支援機関等による経営支援
- 4) 事業活動を支援する関係機関への情報提供による支援や資金供給促進等
- 5) 技術人材面での支援
- 6) 研究開発成果に係る知的財産の活用促進
- 7) 研究開発成果の市場への普及

SBIR制度及び特性新技術補助金等の研究成果を利用した事業活動支援の詳細は以下を参照ください。

○SBIR特設サイト

<https://sbir.csti-startup-policy.go.jp>

○特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針（令和7年6月6日閣議決定）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/sbirseido/sbirhousin.html>

なお、本件に関連して、研究代表者又は研究分担者のうち少なくとも1名が、中小企業^(注1)に所属している場合には、申請書の「9 研究課題に関する追加情報」の中小企業との関連において「関連する」と記入・選択するとともに、研究代表者又は研究分担者が所属する中小企業の名称を記入してください。

注1：中小企業者の定義

以下の（ア）又は（イ）に該当するものが中小企業者となります（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第2条第14項及び同法施行令第2条の2）。

（ア）以下の業種を営むものであり、資本金又は従業員数を満たす会社

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業、情報処理サービス業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

（イ）以下の組合

- ・企業組合
- ・協業組合
- ・事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
- ・水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- ・商工組合、商工組合連合会
- ・商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ・生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会^(注1)
- ・酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会^(注1)
- ・内航海運組合、内航海運組合連合会^(注1)
- ・技術研究組合^(注2)

注1：構成員の2/3以上が、（ア）の条件を満たすことが必要。

注2：構成員の2/3以上が、法第2条第14項第1号から第7号までに規定する中小企業者であるもの。

(7) 博士課程学生の処遇の改善について

「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、各大学や研発開発法人におけるRA（リサーチ・アシスタント）等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、推進費において、研究の遂行に必要な博士後期課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、推進費へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

（留意点）

- ・科学技術・イノベーション基本計画では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。
- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

(8) 研究インテグリティの確保に係る対応について

大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

1) 研究インテグリティに係る情報の登録について

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性とエフォートを適切に確保するため、国内に加えて国外からの研究費の応募・受入状況及び兼業等も含めた全ての所属機関・役職に関する情報についてご提出いただきます。研究インテグリティに係る情報は応募前にe-Radへ登録完了するようにしてください。

なお、令和8年度新規課題公募においては、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（令和3年12月17日改正）を踏まえ、秘密保持契約等が交わされている共同研究などに関する情報については、必要な情報^(注1)のみ提出いただきますが、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。また当該情報は守秘義務を負う者のみで扱います。

注1：原則として共同研究等の相手機関名、受入研究費金額とエフォートに係る情報のみ。ただし、当面の間、秘密保持契約締結済で対応が困難な場合等はエフォートのみの提出とします。

2) 申請者情報の報告・管理状況について

また、申請者に対して、寄附金等や資金以外の施設・設備等による支援含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めるとともに、所属機関に対して、これら情報のうち当該申請課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

なお、ERCAより、申請者の所属機関における本対応方針を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性、並びに所属機関における規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を確認するなど必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

詳細については、以下をご参照ください。

○研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）

https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/integrity_housin.pdf

○体制や手続等の留意事項をまとめたチェックリスト（チェックリスト雛形）大学・研究機関向け（令和5年6月29日版）

https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_kagkoku-000019002_1.pdf

○競争的資金の適正な執行に関する指針（令和3年12月17日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

(9) 研究代表者（PI）の人件費の支出及びバイアウト制度について

大学等においては、原則として推進費によるプロジェクトの研究代表者（PI）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り研究代表者（PI）の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますので、ご確認ください。

○環境研究総合推進費における直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（令和6年3月13日改正 ERCA）

https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/document/keiyaku_5_8.pdf

○環境研究総合推進費における直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について（令和6年3月13日改正 ERCA）

https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/document/keiyaku_5_9.pdf

(10) クラウドサービスの利用について

応募後の審査等において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に基づいて安全性の評価を受けたクラウドサービスのリストに掲載されているクラウドサービス（米国にサーバーが所在するものを含む）を利用する場合があります。

当該リストについては、下記をご参照ください。

○ISMAPクラウドサービスリスト

https://www.ismap.go.jp/csm?id=cloud_service_list

10. 採択後の留意事項

(1) 研究実施に係る留意事項

1) 行政推薦課室との連携

採択された研究課題のうち行政推薦（本要領p.17 I.7. (4) 参照）を受けたもの（以下「行政推薦課題」という。）については、研究成果が行政施策に積極的に活用されるよう、当該研究課題を推薦した環境省の各部局／課室（以下「行政推薦課室」という。）に対し、日頃から積極的に情報提供及び意見交換を行い、研究内容と関連行政施策の連携が保たれるように管理しつつ、進捗状況を行政推薦課室と逐次共有しなければなりません。

このため、行政推薦課題の研究者については、行政推薦課室と密な連絡を取りながら研究を進めることが必須となります。

2) プログラムオフィサー（PO）等による研究支援

ERCAでは、研究経歴のある専任のプログラムオフィサー（以下「PO」という。）をそれぞれの研究課題に対して配置し、研究管理の観点から、研究の進捗状況の確認、評価結果の反映状況のフォロー等を行って、必要に応じ研究計画や成果報告書に対して指導、助言を行います。したがって、研究実施に当たっては、研究に関する情報をPOに逐次共有するなど、十分に連携することが必要です。特に研究の進捗に係る懸念事項に関しては、速やかに共有するよう努めてください。

また、研究成果の社会実装を加速するため、社会実装支援コーディネーター（SC）が支援を行います。

3) 研究成果のオープンアクセスの確保

研究代表者等及び研究機関は、必要な知的財産等の確保をした上で、可能な限り研究成果（研究データ等の機械判読可能なファイル形式での公開を含む）のオープンアクセスを確保するよう努めてください。

4) データマネジメントプランの提出及びメタデータの報告について

採択後に、成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、ERCAに提出いただき、これに基づきデータの保存・管理・公開を実施していただきます。研究代表者は、研究参加者間で研究データの取扱いについて合意したうえでデータマネジメントプランを作成してください。なお、「研究データ」は研究の過程、あるいは研究の結果として収集・生成される情報等であり、観測データや実験データ、シミュレーションを行った結果得られたデータなどを含みます。

また、研究代表者は、データマネジメントプラン等において管理対象とした研究データについて、ERCAが定めるメタデータを付与するものとします。

○環境研究総合推進費におけるデータマネジメントプランの提出及びメタデータの報告について（令和5年3月8日改正 ERCA）

https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/document/keiyaku_5_6.pdf

5) 国民との科学・技術対話について

国の指針である「国民との科学・技術対話」における各種活動等の実施状況については、中間・事後評価の際に考慮することとしています。特に、年間3,000万円以上（直接経費）の予算を計上している研究課題については、当該年度において国民に対して積極的に研究活動の内容や成果を発信することが必須となり、実施していない場合には、中間・事後評価においてマイナス評価となります。

なお、年間3,000万円未満（直接経費）の予算で実施されている研究課題において実施した場合には、プラス評価となります。

実施については、オンラインを積極的に活用することが可能です。

「国民との科学・技術対話」について、詳細は以下をご参照ください。

○ 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

6) キックオフ会合、アドバイザリーボード会合の開催

① キックオフ会合

研究初年度の5月末まで（遅くとも7月末まで）にキックオフ会合を開催していただきます。キックオフ会合には、研究課題のメンバーに加えて、アドバイザー（次項②参照）、PO及びERCA担当者並びに行政推薦課題と戦略的研究開発については環境省担当者が出席します。

キックオフ会合は、研究を開始するにあたり、研究課題の研究目的、研究終了時点の到達点、各サブテーマの研究計画及び採択時の委員指摘事項への対応等の基本的事項について、研究課題の関係者全員（アドバイザー、PO、環境省担当者も含む）が認識を共有することを目的とします。また、アドバイザー、PO、ERCA担当者及び環境省担当者から、研究の進め方や環境政策への貢献の観点から研究の内容に関し助言を行います。

② アドバイザリーボード会合

アドバイザリーボード会合は、研究の途中段階で当該分野や関連分野に見識のあるアドバイザー（学識経験者、原則2名から4名程度。戦略的研究開発（Ⅰ）及び（Ⅱ）は3名以上。）を招へいし、研究の進め方等について助言をいただく、研究推進のための会議です。PO及びERCA担当者並びに行政推薦課題と戦略的研究開発については環境省担当者が出席し、研究の進捗状況等を確認するとともに、環境政策への貢献の観点から研究の内容に関し助言を行います。原則として毎年度に1回以上開催していただきます。

③ 開催方法について

開催方法については、参集型での開催のほか、Web会議システムを利用したオンライン開催も可能です。なお、参集型での開催場所は国内に限ります。また、Web会議システムを利用する際のWeb会議ツールは任意としますが、研究者が主催者アカウント等を用意し、所属機関の情報セキュリティポリシーを遵守し実施するようにしてください。

④ 開催費用について

キックオフ会合及びアドバイザーボード会合の開催に必要な経費は研究費から支出していただきますので、研究経費の積算に当たって考慮してください。ただし、PO、ERCA及び環境省担当者の旅費は計上不要です。

なお、会合に関する詳細は、採択決定後に配布される研究推進ハンドブックを確認してください。

7) 推進費により雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施について

推進費により雇用される若手研究者（自発的な研究活動等を開始する年度の4月1日時点で40歳未満、または博士の学位取得後8年未満である者）が、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動（以下「自発的な研究活動等」という。）を行い、独立した自由な研究環境下での活躍を推進することは、若手研究者自身の能力向上のみならず、若手研究者の自由な発想に基づく研究を通じ、環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進や研究生産性の向上に資するものであることから、推進費により雇用された若手研究者が当該研究に従事するエフォートの20%を上限として自発的な研究活動を行うことを可能とします。

○環境研究総合推進費における若手研究者の自発的な研究活動等への支援実施について（令和3年9月17日改正 ERCA）

https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/document/keiyaku_5_7.pdf

8) 論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について

推進費では、「論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について」（令和2年1月14日、競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を受け、各研究課題について、15桁の体系的番号を付与します。採択後、推進費による成果を発表する際は、ERCAから付与される体系的番号を記載してください。

なお、各研究課題の体系的番号は採択通知に記載します。

○体系的番号の記載について

https://www.erca.go.jp/suishinhi/seika/seika_6.html

9) 男女共同参画や性差の視点を踏まえた研究の促進について

体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を考慮しないまま研究開発を実施することで、その成果を社会実装する段階で社会に不適切な影響が及ぶ恐れのある研究開発については、性差を考慮して実施するようにしてください。

○男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について（令和5年2月8日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/danjyo_shishin.pdf

10) 必要な事務手続について

研究期間中に必要となる事務手続については、採択決定後に配布される事務処理説明書を遵守してください。

(2) 採択後の評価に係る留意事項

1) 中間評価の実施

採択後、研究期間が3年間以上の研究課題においては、研究期間の中間年度に外部学識経験者からなる研究部会委員及び環境省担当者による中間評価を実施します。

○中間評価に先立ち「中間研究成果報告書」等を作成していただきます。研究目標に対する進捗・達成状況の観点のほか、研究成果の学術的発表、行政活用の観点から作成していただきます。

○中間評価では、研究目標に対する進捗・達成状況及び困難度を評価します。また、研究成果のアウトカム（環境政策等への貢献等）の見通し及び研究の効率性について、特筆すべきものがある場合に評価します。

また、中間評価において研究経費の妥当性に関する評価を行い、その結果は、次年度以降の研究費に反映されます。

○中間評価において評価が低かった研究課題（総合評価において5段階評価の下位3段階の評価を受けた課題、「目標達成度」が80点以下の課題）については、研究計画の変更、経費の減額、研究開発の中止等の措置を執る場合があります。

○中間評価は、研究区分ごとに、以下の方法によって評価を行います。その際、中間研究成果報告書等を評価の対象とします。

【中間評価】研究区分ごとの評価方法	
研究区分	評価方法
環境問題対応型研究	書面
次世代事業	
革新型研究開発（若手枠）	
戦略的研究開発（Ⅰ）	ヒアリング
戦略的研究開発（Ⅱ）	書面

2) 事後評価の実施

研究終了の翌年度に事後評価を行います。

○事後評価に先立ち研究終了翌年度のERCAが指示する日（5月頃）までに研究期間全体を対象とする「終了研究成果報告書」等を提出いただきます。研究成果の取りまとめに当たっては、必要に応じて担当POに相談の上、作成していただきます。

○事後評価は研究が終了した翌年度の夏頃に実施します。

○事後評価では、研究目標に対する達成状況及び困難度を評価し、総合評価の基礎点とします。また、研究成果のアウトカム（環境政策への貢献等）の見通し及び研究の効率性について、特筆すべきものがある場合に評価します。

○事後評価は、研究区分ごとに、以下の方法によって評価を行います。その際、終了研究成果報告書等を評価の対象とします。

【事後評価】研究区分ごとの評価方法	
研究区分	評価方法
環境問題対応型研究	ヒアリング
次世代事業	
革新型研究開発（若手枠）	書面
戦略的研究開発（Ⅰ）	ヒアリング
戦略的研究開発（Ⅱ）	

3) 中間・事後評価要領について

中間・事後評価要領はERCAウェブサイトで公開しています。最新版の中間・事後評価要領は下記URLでご確認ください。

○業務実施要領・評価要領

https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/keiyaku_6.html

4) 研究終了後の協力依頼事項について

研究終了後に、環境省による制度評価・追跡評価、またERCAが主催する研究成果発表会への登壇等、ご協力をお願いしています。研究期間（ERCAとの契約期間）が終了しているため、これらに要する費用を推進費の直接経費から支出することはできませんが、採択に当たっての条件であることをご了承ください。

(3) ライフイベント（出産・育児・介護）、天災地変等における研究期間の延長等について

委託研究の環境問題対応型研究及び革新型研究開発（若手枠）を対象として、研究代表者がライフイベント（出産、育児、介護等）により一定期間休業（産前産後休業、育児休業、介護休業）するという事由で、研究を一時停止し研究期間を延長することをERCAが特に必要と認めた場合、1年を上限として休業期間分の研究期間の延長を可能とします。なお、研究課題の審査の際、ライフイベントが見込まれる研究代表者又は研究分担者は、不利な取扱いを受けることはありません。

また、委託研究の全研究課題を対象として、天災地変等のやむを得ない事由で、研究を一時停止し研究期間を延長することをERCAが特に必要と認めた場合、1年を上限として研究期間の延長を可能とします。

研究代表者は、研究を実施するに当たり、これら事由によって、研究を一時停止して研究期間の延長を希望する場合は、できるだけ速やかにERCAまで相談してください。特に研究開始直後に一時停止を予定している場合は、採択通知後速やかにご連絡ください。

状況により、研究を一時停止するが研究期間の延長はしない、休業するが研究を一時停止しないといった選択肢を取ることが認められる場合もあります。研究の実施に長期間差し障る事柄が生じた場合は、できるだけ速やかに相談するようにしてください。

なお、研究の一時停止中は、全てのサブテーマで研究経費を執行することはできません。また、研究を実施しつつ研究期間を延長することもできません。

研究代表者は、研究機関での休業や研究期間の延長を伴わない場合であっても、会合等の開催や評価への対応に影響が懸念されるライフイベントや天災地変が生じたときは、遅滞なく担

当PO及びERCAに連絡するようにしてください。

ライフイベントによる研究期間延長の条件等

項目	対象となる条件	備考
対象者	研究代表者	※研究分担者は対象外
対象区分	委託研究のうち2区分 ・環境問題対応型研究 (一般課題、技術実証型、 ミディアムファンディング枠) ・革新型研究開発(若手枠)	※補助事業(国・地方公共団体の研究機関を対象とした補助金スキームの研究)、戦略的研究開発、次世代事業は対象外
対象事由	所属研究機関へ届け出て承認された休業のうち3種 ・産前産後休業 ・育児休業 ・介護休業	※産前産後休業は労働基準法第65条1項、2項に基づく休業で産前産後休暇と称するものを含む ※育児休業及び介護休業は育児・介護休業法第5条及び第11条に基づく休業で第9条の2の出生時育児休業を含むが第16条の5の介護休暇は含まない
延長可能期間	承認された休業期間	※休業を分割して取得した場合は休業した通算日数が延長期間 ※延長期間の上限は1年まで
延長後の研究終了日	延長する日の属する月の末日まで含めた期間	※当初の終了日から休業期間＝延長期間経過した日の属する月の末日に研究期間が終了 (例：3月31日終了予定で160日間休業＝延長した場合は4月1日に160日加えた9月7日を含む月の末日である9月30日に延長期間終了)
研究経費の取扱い	当初の予算額通り	※研究期間の延長による増額

		不可 ※研究一時停止中の研究者は 経費の執行不可
研究評価の取扱い	休業の時期を考慮してERCAが指定した時期に評価を実施	※評価用資料の様式は評価実施年度用の最新様式を使用 ※資料提出はERCAが指定した日までに行う

なお、研究課題の審査の際、ライフイベントが見込まれる研究代表者又は研究分担者は、不利な取扱いを受けることはありません。

Ⅱ. 推進費〔委託費〕に関する事項

1. 公募区分の詳細

(1) 公募研究領域

推進費〔委託費〕では、本要領p. 4「表2 公募研究領域と重点課題」に示した全ての研究領域に係る研究課題を公募します。

(2) 公募区分

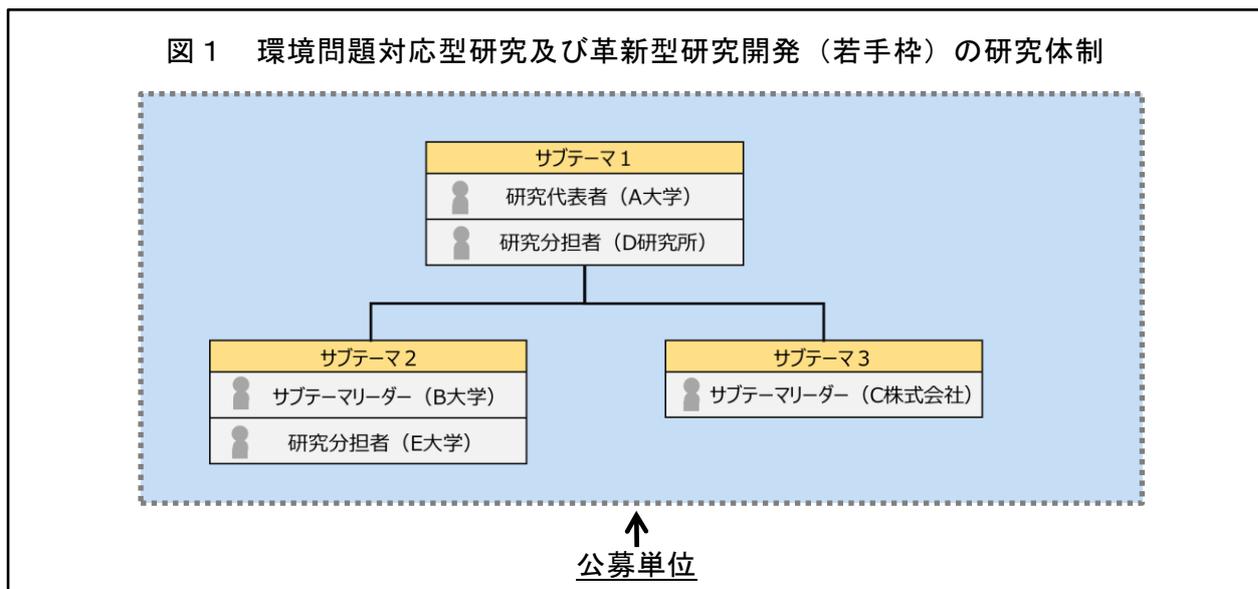
1) 環境問題対応型研究（一般課題）

個別又は複数の環境問題の解決に資する研究プロジェクトです。公募に際して、本要領p. 4「表2 公募研究領域と重点課題」に示した全ての研究領域を対象とし、また、本要領p. 1「I. 1. 推進費の目的と研究の性格」に則り、想定される研究成果により環境政策への貢献が期待できる研究課題を広く公募します（※研究体制例は図1参照）。

○予算規模：4,000万円以内／年（間接経費、消費税を含む。）

※期待する予算規模：3,500万円以下（最終年度3,400万円以下）

○研究期間：3年を基本としますが、1～3年の範囲で研究可能です。



2) 環境問題対応型研究（ミディアムファンディング枠）

基本的な仕組みや目的は、上記1)の環境問題対応型研究（一般課題）と同様ですが、自然科学分野から人文・社会科学分野までの多様な分野からの研究提案、若手研究者からの研究提案など、より多くの研究提案の機会を提供することを目的として設置する申請枠です（※研究体制例は図1参照）。研究開発費の年間支援規模が全研究期間2,000万円以内／年の研究課題です。

○予算規模：2,000万円以内／年（間接経費、消費税を含む。）

○研究期間：3年を基本としますが、1～3年の範囲で研究可能です。

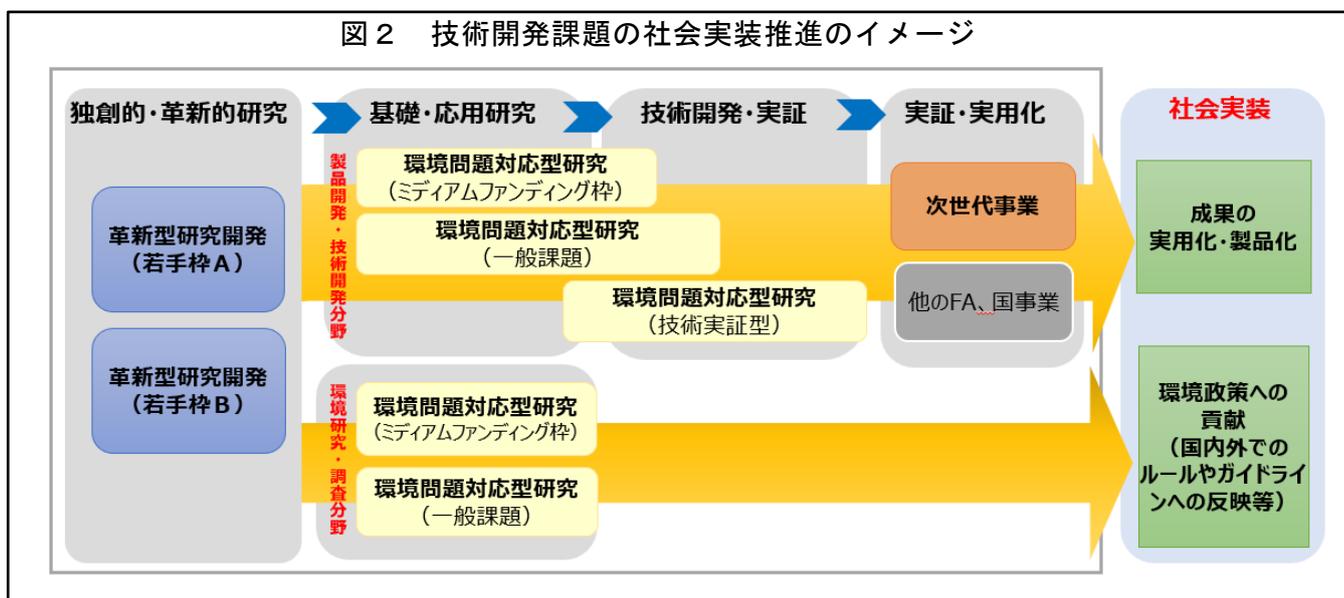
3) 環境問題対応型研究（技術実証型）

基本的な仕組みや目的は、上記1)の環境問題対応型研究(一般課題)と同様ですが、技術開発を目的とする課題について、基礎、応用研究によって得られた技術開発成果の社会実装を目指して、当該技術の実用可能性の検証等を行う課題を公募します(※研究体制例は図1参照)。過去に採択された環境問題対応型研究によって得られた技術開発成果の社会実装を目指して、再度、環境問題対応型研究(技術実証型)に応募することも可能です。また、推進費以外の研究によって得られた技術開発成果をもって応募することも可能です(※技術開発課題の社会実装推進のイメージは図2参照)。

○予算規模：4,000万円以内/年(間接経費、消費税を含む。)

※期待する予算規模：3,500万円以下(最終年度3,400万円以下)

○研究期間：3年を基本としますが、1～3年の範囲で研究可能です。



※ 環境問題対応研究(技術実証型)は、全ての研究対象領域において、技術開発成果の社会実装を目指し、当該技術の実用可能性の検証を行う公募区分となります。

※ 次世代事業は、全ての研究対象領域において、実証・実用化を図ることを目指した事業(技術開発実証・実用化事業)、資源循環領域において、廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会の形成推進に関するもので、実現可能性、汎用性及び経済効率性が見込まれる技術を開発する事業(次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業)を募集する公募区分となります。次世代事業への申請は、本要領p.53「Ⅲ.推進費[補助金]に関する事項」をご参照ください。

4) 革新型研究開発(若手枠A)

基本的な仕組みや目的は、上記1)の環境問題対応型研究(一般課題)と同様ですが、自然科学分野から人文・社会科学分野までの多様な分野の若手研究者の育成支援及び活躍促進を一層図るため、新規性・独創性・革新性に重点を置いた若手研究者向けの申請枠です。公募に際して、本要領p.4「表2 公募研究領域と重点課題」に示した環境問題の解決に資する研究課題を広く公募します(※研究体制例は本要領p.39「図1 環境問題対応型研究及び革新型研究開

発（若手枠）の研究体制」参照）。研究開発費の年間支援規模は、全研究期間600万円以内／年となります。

なお、研究代表者及び研究分担者の全員が「令和8年4月1日時点で40歳未満であること」を要件とします。また、博士号取得者においては、「令和8年4月1日時点で40歳未満であること」又は「令和8年4月1日時点で博士の学位取得後8年未満であること」を要件^(注1)とします。

○予算規模：600万円以内／年（間接経費、消費税を含む）

○研究期間：3年を基本としますが、1～3年の範囲で研究可能です。

5) 革新型研究開発（若手枠B）

基本的な仕組みや目的は、上記4) 革新型研究開発（若手枠A）と同様ですが、若手研究者により多くの研究機会を提供するという観点から設置する申請枠です（※研究体制例は本要領 p. 39「図1 環境問題対応型研究及び革新型研究開発（若手枠）の研究体制」参照）。研究開発費の年間支援規模は、全研究期間300万円以内／年となります。

○予算規模：300万円以内／年（間接経費、消費税を含む）

○研究期間：3年を基本としますが、1～3年の範囲で研究可能です。

注1：令和8年度新規課題公募における、革新型研究開発（若手枠）の年齢等の要件は以下のとおりです。

年齢要件：1986（昭和61）年4月2日以降生まれの者

博士要件：2018（平成30）年4月2日以降に博士の学位を取得した者

研究代表者及び研究分担者の全員が上記要件のいずれかに該当する必要があります。

なお本要件においては、産前産後休業、育児休業の期間は除きます（例えば、令和8年4月1日時点で41歳、2年間の産前産後休業及び育児休業を取得した方は本区分に応募可能です。また、博士の学位取得後の経過期間についても、学位取得後に取得した産前産後休業、育児休業の期間を除いて算出するものとします）。産前産後休業、育児休業の取得により本区分の応募要件を満たす場合は、申請書にご記入ください。

6) 戦略的研究開発（I）

我が国が世界に先駆けて、又は国際的な情勢を踏まえて、特に先導的に重点化して進めるべき大規模な研究プロジェクト、又は個別研究の統合化・シナリオ化を行うことによって我が国が先導的な成果を上げることが期待される統合的で大規模な研究プロジェクトです。

公募に際して、あらかじめ環境省が研究プロジェクトを構成する研究テーマを提示し、各テーマを構成する研究課題（サブテーマ）を公募します。令和8年度は、「洋上風力発電所又はその周辺を活用した生態系基盤の構築に関する総合的研究（S-25）」について公募します。プロジェクトの公募詳細については別添資料2をご参照ください。採択された研究課題は、研究プロジェクトを構成するテーマに属するサブテーマ（※本要領p. 43「図3 戦略的研究開発（I）」

及び（Ⅱ）の体制図（例）」参照）となります。

○予算規模：別添資料 2 をご参照ください。

○研究期間：5 年間

7) 戦略的研究開発（Ⅱ）

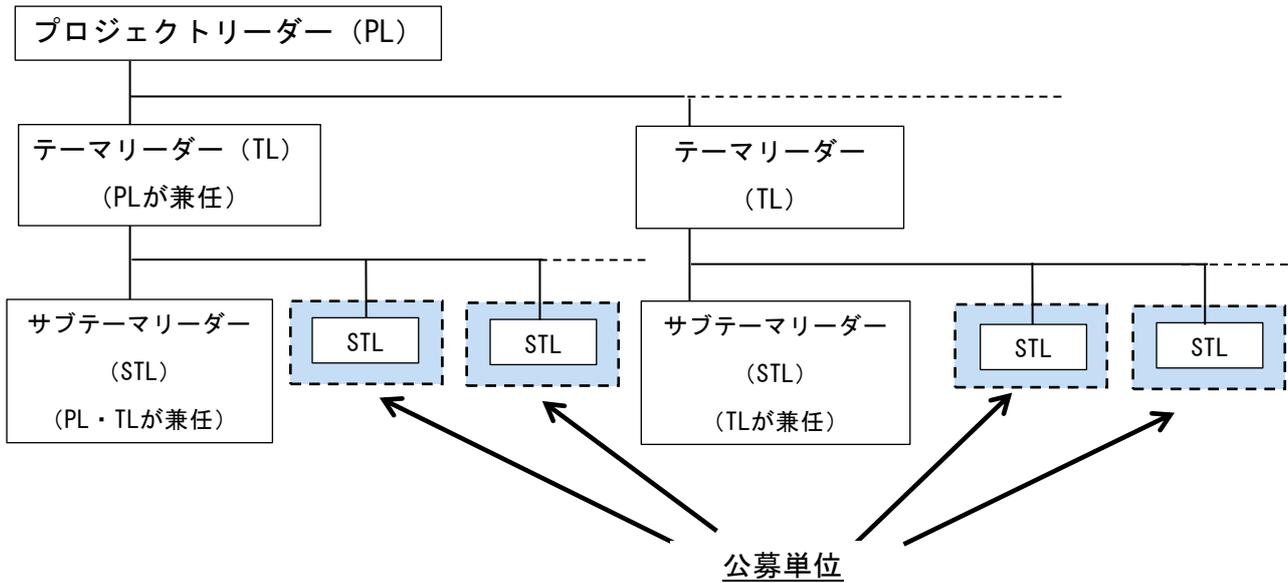
我が国が国際的に先駆けて又は国内外の情勢を踏まえて、特に短期間（3 年以内）で重点的に進めるべき中規模の研究プロジェクトです。

公募に際して、あらかじめ環境省が研究プロジェクトを構成する研究テーマを提示し、各テーマを構成する研究課題（サブテーマ）を公募します。令和 8 年度は、「自然資本への投資促進に向けた生物多様性価値の定量評価手法の開発（SⅡ-13）」について公募します。プロジェクトの公募詳細については別添資料 3 をご参照ください。採択された研究課題は、研究プロジェクトを構成するテーマに属するサブテーマ（※本要領 p. 43 「図 3 戦略的研究開発（Ⅰ）及び（Ⅱ）の体制図（例）」参照）となります。

○予算規模：別添資料 3 をご参照ください。

○研究期間：3 年間

図3 戦略的研究開発（Ⅰ）及び（Ⅱ）の体制図（例）



- ・ 戦略的研究開発（Ⅱ）は、1プロジェクトあたり3テーマ以内で構成されます。
- ・ 戦略的研究開発（Ⅰ）及び（Ⅱ）の採択後の契約は、以下のとおりの流れになります。
 - ① ERCAとTLの所属する研究機関が委託契約を締結
 - ② TLの所属する研究機関が他の研究分担者の所属する研究機関と共同実施契約（①の契約において共同実施費として計上）を締結

（PL・TLの役割について）

○プロジェクトリーダー（PL）

プロジェクト実施の総括的な責任を有し、研究の円滑な推進と研究目標の達成のため、関係者の意見や考え方を傾聴したうえで、主体的に判断を下し、プロジェクトの運営の中心となる存在です。

プロジェクトを構成する全てのテーマを総括し、プロジェクト全体の研究目標の下で、各テーマの研究計画を取りまとめます。

また、PLは、1つのテーマのTL及び該当テーマ内の1つのSTLを務めます。

○テーマリーダー（TL）

各担当テーマについての総括的な責任者となります。時宜を得た報告、連絡、相談により、PLと密な連携関係を構築し、また、STL等とも緊密な連絡調整を図り、PLの指揮の下で、研究の円滑な推進と研究目標の達成を目指します。

テーマを構成する全てのサブテーマについての研究計画を取りまとめ、テーマとしての研究目標を設定した上で、採択後は各サブテーマの研究計画書を取りまとめます。

また、TLは当該テーマ内の1つのSTLを務めます。

2. 応募要件（委託費の公募区分共通）

研究代表者及び研究分担者は、予定される研究期間について所属研究機関が雇用の責任を負うことが保証されている必要があります。 詳細についてはp. 74「（参考）申請に当たって注意すべきポイント」をご参照ください。

（1）研究代表者の要件

応募は、研究代表者（1人の研究者が単独で研究を行う場合は当該研究者、複数の研究者が研究チームを構成して研究を行う場合は研究チームの代表者）に行っていただきます。

研究代表者は、応募した研究課題の内容及びヒアリング等の審査過程での連絡・対応について、総括的な責任を有する者としします。また、研究課題が採択された後は、研究代表者は、研究の円滑な推進と研究目標の達成のため、研究課題の代表として研究推進に係る連絡調整の中心になるとともに、各研究分担者の分担を含む研究計画の作成及び見直しに係る調整等、進捗管理を行うこととなります。

研究代表者が他機関へ移籍、退職等する場合であっても、研究期間中の研究代表者の交代は原則として認めておりません。 健康上の問題等の不測の事態により、研究代表者の研究の継続が困難となった場合は、採択時に審査を受けた研究部会における審議を経て対応を決定することとします。

※環境問題対応型研究、戦略的研究開発については以下の要件①、②を満たすこと。

※革新型研究開発（若手枠）については以下の要件①～③を満たすこと。

要件① 日本国内において、原則として環境に関する研究を実施する能力のある下記のア～エに該当する機関に所属している研究者であること（国籍は問いません）。ただし、常勤・非常勤を問わず、予定される研究期間（例えば、研究期間3年間の研究提案であれば3年間）について所属研究機関が雇用の責任を負うことが保証されていること。なお、「所属」とは雇用契約等の手段により所属機関として研究者に一定の責任を持つことを意味し、単に委員委嘱等により当該研究機関の活動に参画している場合は含みません。また、社会通念上学業に専念すべき大学院生等の学生は研究代表者として認められません。なお、下記「エ」に該当する機関の場合は、法人登記簿抄本の写し等の提出を求めることがあります。

ア. 国及び地方公共団体の試験研究機関

イ. 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（国連大学は含みません）、高等専門学校及びその附属研究機関（高等学校は含みません）

ウ. 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第3項に規定する国立研究開発法人

エ. 法律に基づき直接設立された法人、民間企業の研究所、その他の団体等、日本の法人格を有しているものであって、研究に関する業務を行うもの。

要件② 提案した研究計画を適切に実施する能力を有するとともに、日本語による面接に対応できる程度の語学力を有すること。

要件③ 「革新型研究開発（若手枠）」に応募する場合は、「令和8年4月1日において40歳未満であること」、又は「令和8年4月1日時点で博士の学位取得後8年未満であること」を要件とします。

なお、本要件においては、産前産後休業、育児休業の期間は除きます。その場合は、申請書にご記入ください。詳細は本要領p.40～41「Ⅱ.1.(2)4)革新型研究開発（若手枠A）及び5)革新型研究開発（若手枠B）」をご参照ください。

※ 以上のほか、本要領p.20「Ⅰ.8.重複応募の制限」をご確認ください。

※ 競争的研究費制度においては、できるだけ多くの研究者を支援できることが望ましく、特定の研究者への研究費の過度の集中を防ぐ必要があります。このため、エフォート（＝研究専従率：1年間の仕事を100%とした場合、当該研究課題の実施に必要とされる時間の配分率）の導入やe-Radによる資源配分のチェックが行われています。応募の際は研究分担が特定の研究者に偏ることのないようご注意ください。

※ 研究代表者・サブテマリーダーは、可能な限り高いエフォートを確保してください。

（2）研究分担者の要件

研究分担者は、研究体制の構成メンバーとなり、研究成果報告書の担当部分について責任をもって執筆し、かつ、担当部分の研究進捗状況の照会に適切に回答できる者としてします。

研究分担者の要件は、上記「（1）研究代表者の要件」の「要件①」に記載のとおりです。加えて、「革新型研究開発（若手枠）」に応募する場合は、上記「（1）研究代表者の要件」の「要件③」を満たすことが要件となります。

サブテマリーダー（研究分担者のうち、各サブテマの代表者）については、他機関へ移籍、退職等する場合であっても、原則として交代は認めておりません。

また、その他の研究分担者についても、やむを得ない場合を除き、原則的として交代・削除することはできません。不測の事態で変更が必要になる場合は、研究代表者は、速やかに担当PO及びERCAに相談してください。

※研究分担者以外の研究者で、データ収集等によって当該研究への寄与がある場合は、研究協力者としてください。研究協力者の人件費・外注費を研究経費から計上していただくことは可能ですが、研究の本質に関わる内容を研究協力者に委託する経費は計上できませんのでご注意ください。

○「雇用予定証明書」の提出

現在は研究機関に所属していないか、又は研究開始時点の所属機関（研究を実施する機関）とは異なる研究機関に所属する研究者については、研究代表者・研究分担者の要件を担保するため、応募様式を提出した後に、雇用予定証明書の送付を求める場合があります。なお、申請時点で研究分担者が確定していない場合は、採択後、確定した時点で確認を求める場合がありますのでご注意ください。

(3) 本申請に係る所属機関等の承認について

契約に関するトラブルを避けるため、研究代表者及びサブテマリーダーはあらかじめ次の①及び②の事項について、研究分担者は②の事項について、各所属研究機関の長（国立研究開発法人の場合は部長・領域長クラス、大学の場合は学部長クラス）及び契約事務担当者から承認を得た上で、申請してください。なお、研究代表者及びサブテマリーダーについては、他機関へ移籍、退職等する場合であっても、原則として交代は認めておりません。

- ① 研究期間にわたり、当該研究者が応募に係る研究課題を所属する研究機関等の業務（公務等）として行う。
- ② 研究機関等の経理担当部局が研究費の管理を行う。

なお、本申請に係る所属機関等の承認について、e-Rad及び申請書に確認項目入力欄を設けてありますのでご確認ください。また、今後、審査の過程で研究代表者及びサブテマリーダーに係る所属研究機関等の承認書（ERCA指定様式）のご提出をお願いする場合があります。

(4) 研究体制の要件（複数の研究者により研究チームを構成する場合）

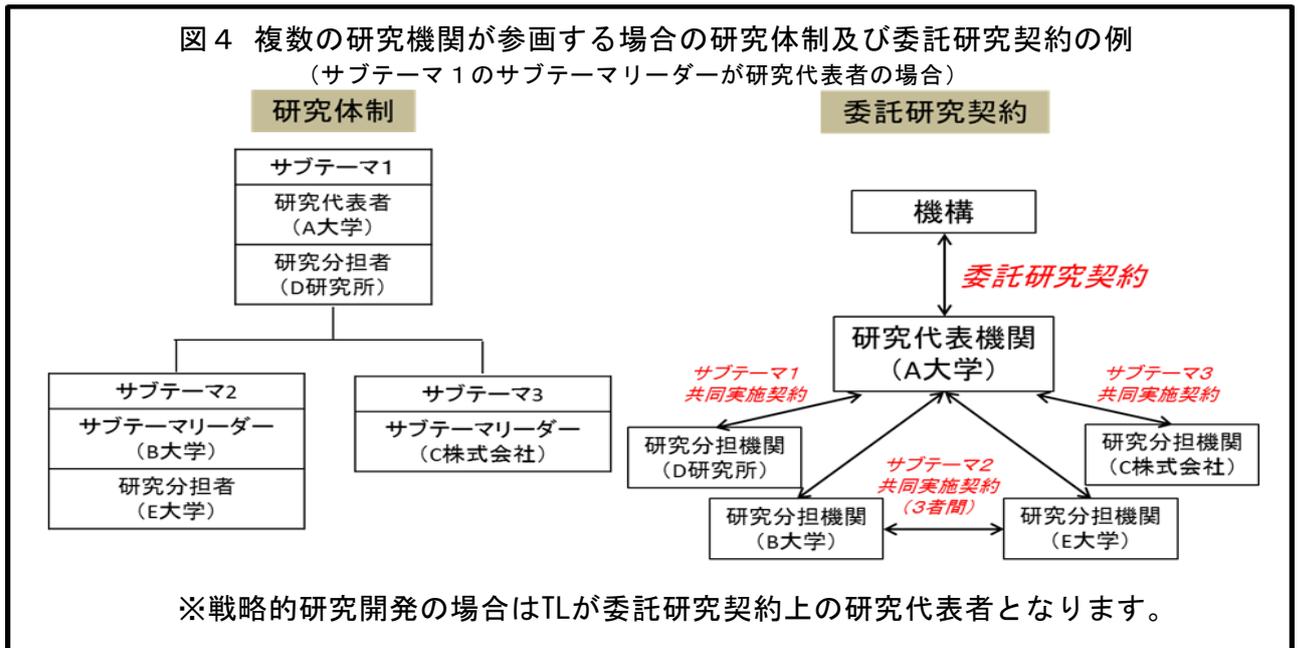
推進費〔委託費〕では、単一又は複数の研究機関から構成されるサブテマを設定することができます。サブテマ数あるいは参画研究機関数に上限はありませんが、多過ぎる場合は研究代表者が責任をもって管理できなくなるとともに、研究費の細分化により研究の実施が非効率になる可能性がありますので、研究目標の達成上欠かせないサブテマ数に限定してください。他方、一つのサブテマ内に複数のグループを設けて多岐にわたる研究を実施することによって、責任や役割が不明確となる場合は、複数のサブテマを設けて研究を実施してください。なお、同一の研究者、あるいは同一の研究機関が複数のサブテマを担当する場合であっても、サブテマごとに研究費を管理していただきます。

1つのサブテマを複数の研究機関で担当する場合は、研究代表者（戦略的研究開発（Ⅰ）（Ⅱ）においてはTL）が所属する研究機関（以下、「研究代表機関」という。）はサブテマごとに、参画する研究機関全てを含めた複数者間での共同実施契約を締結する必要があります（※図4参照）。大学によっては、契約単位が学部レベルとなる場合もありますので、各自で契約事務担当者に確認してください。

研究代表者は、いずれかのサブテマの代表者（サブテマリーダー）のうち1人が就任し、研究課題全体の総責任者となります。このため、研究代表者は、必ずいずれかのサブテマリーダーを兼任することになります。

なお、研究体制は、中間評価における指摘事項への対応が必要である、研究成果の最大化を図るために体制を強化する必要がある、人事異動等のやむを得ない事情がある等の理由によりERCAが承認した場合を除き、原則として、応募時に登録されていない研究者や研究機関を途中で追加する等の変更はできません。

図4 複数の研究機関が参画する場合の研究体制及び委託研究契約の例
(サブテーマ1のサブテーマリーダーが研究代表者の場合)



3. 委託研究契約締結等に係る留意事項

(1) 委託契約の締結

研究課題の採択後、ERCAは、研究代表機関との間で研究実施に係る委託契約を締結します。また、研究代表機関と異なる研究機関（以下「共同実施機関」という。）で構成されるサブテーマを設置する場合、研究代表機関は共同実施機関と共同実施契約を締結する必要があります（本要領 p.46 「II. 2. (4) 研究体制の要件（複数の研究者により研究チームを構成する場合）」を参照）。

委託契約の締結に当たっては、申請書に記載した内容からの大幅な変更は原則認められません。なお、目標や研究計画等について採択時の審議を踏まえた修正や、経費内訳についてERCAにて精査したうえで修正を求める場合があります。

また、締結日に関わらず、委託研究契約等の効力は4月1日に遡及するものとして、効力の発生以降、研究費を執行することができます。なお、委託契約を締結するに当たっては、2年の複数年度契約を原則とし、2年度目は期末に変更契約を締結し、研究期間内で契約期間を1年ずつ延長します。

最新の委託研究契約書・共同実施契約書の雛形及び事務処理説明書等は下記をご確認ください。なお、契約書の条文変更は原則認められませんので、ご留意願います。

○委託研究契約（事務処理説明書・様式集）

https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/keiyaku_2.html

(2) 委託研究に係る研究課題における国及び地方公共団体の試験研究機関の取り扱い

国及び地方公共団体の試験研究機関と研究課題に係る委託契約の締結等を行うに当たっては、当該研究機関の責任において、委託契約等開始までに当該予算措置等の手続を確実に実施する必

要があります。万が一、契約締結等の後に必要な措置の不履行が判明した場合には、委託契約の取消し・解除、委託費の全額又は一部の返還等の措置を求める場合があります。

※ 国立試験研究機関については、ERCAとの協議を経て、ERCAから当該機関に所属する研究代表者又は研究分担者へ補助金を交付する方式を執ることがあります。その場合、ERCAが定める補助金交付要綱等に従って執行していただくこととなります。

(3) 委託研究における研究費の支払い

研究費は請求書に基づき、均等分割払い（年2回払い）とします。ただし、当該年度における委託研究費の総額が4,000万円以下の場合などは、一括払いとすることが可能です。

(4) 委託研究における研究費の繰越

研究計画に関する諸条件に変更があった場合や予想外の気象変化があった場合など、当初予想し得なかったやむを得ない事由により、研究計画に変更が生じた場合、ERCAの承認を得ることを条件に委託費の残額を翌年度に繰り越すことができます。

(5) 年度末までの研究期間の確保

委託研究実績報告書の提出期限について、委託費の全部について概算払を受けた場合は、年度末までの研究の実施が可能となるよう翌年度の5月末日までとします。

(6) 計上できる研究費

推進費〔委託費〕の研究契約は、ERCAと各研究代表機関との間における委託契約です。研究者に対する個人補助ではありません。また、複数の研究機関と連携して研究体制を構成する場合、研究代表機関が共同実施機関と共同実施契約を締結する必要があり、共同実施機関が使用する研究費を研究代表機関又は別の共同実施機関にまとめて計上することはできません（その逆についても同様。）。

推進費〔委託費〕には、直接経費と間接経費があります。推進費〔委託費〕の直接経費の区分は、本要領p.50「表5 推進費〔委託費〕において計上可能な直接経費の区分」のとおりです。

間接経費とは、研究課題の実施に伴い研究機関に必要となる管理等に係る経費を、直接経費に対する一定比率の額で手当することにより、競争的研究費のより効果的・効率的な活用を促進するものです。また、間接経費は、競争的研究費を獲得した研究者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用されることで、研究機関間の競争を促し、研究の質を高めることにも役立ちます。現在、間接経費の額は、原則、直接経費の30%の額とすることとしています。なお、企業等において応募に際して間接経費を30%未満の割合とする場合には、必ず所属機関の事務部門に問題のないことを確認してください。間接経費の主な用途については、本要領p.62「(別表) 間接経費の主な用途の例示」をご参照ください。

※ 経費内訳の記入に当たって

直接経費では、土地の購入、建物の建設・修繕、研究機関における共通的な老朽備品の修繕・更新、推進費による研究課題の実施を目的としない物品等の購入経費は計上できません。応募の際は、おおよその研究費を記入いただき、研究課題の採択内定後に改めて積算いただいた上

で予算額を確定します。

(7) 海外研究機関との連携に係る経費について

海外研究機関に所属する研究者と研究連携に係る費用（旅費、会議費等）を支出することができます。推進費の研究において、海外研究機関との国際共同研究が見込まれる場合は、申請書の「2 研究目的等」の「(5) 特記事項」においてその内容について具体的に記入してください。

(8) キックオフ会合及びアドバイザーボード会合の開催費用

初年度早期にキックオフ会合を、年度ごとにアドバイザーボード会合を開催していただきますので、研究経費の積算に当たって考慮してください。詳細は本要領p.33「I. 10. (1) 6) キックオフ会合、アドバイザーボード会合の開催」をご確認ください。

(9) 委託研究における知的財産の帰属

ERCAは、特許権等の研究開発の成果を譲り受けないことができます（産業技術力強化法第17条第1項、第2項及びコンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条第1項、第2項）。ただし、創出された発明等やその権利状況を遅滞なくERCAに報告することが条件となります。また、受託者がERCAに納入する成果物に、受託者又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合、受託者は当該著作物等の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとします。その他の知的財産権の扱いについては、個別に契約で定めることとします。

産業技術力強化法第17条について、詳細は以下をご参照ください。

○日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第17条）

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/bayh_dole_act.html

表5 推進費〔委託費〕において計上可能な直接経費の区分

※支出可能な経費の詳細については、最新の委託研究契約事務処理説明書を参照し計上してください。

https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/keiyaku_2.html

費目		解説
直接経費(続く)	物品費	<p>当該業務の目的遂行に必要な【備品】又は【資産】の購入費用。 【備品】…耐用年数1年以上かつ取得価格税抜10万円以上の物品 【資産】…耐用年数1年以上かつ取得価格税抜50万円以上の物品 ※ 設備備品購入に当たっては、研究計画に従った合理的な方法を選択してください。 ※ リース等に係る経費は「その他(諸経費)」に計上すること。 ※ 事務処理説明書において「企業等」に分類される機関(共同実施機関を含む)が取得した資産は、ERCAの帰属となり、取得について報告の必要があります。</p>
	消耗品費	<p>当該業務の目的遂行に必要な【消耗品】の購入費用。 【消耗品】…試薬・材料・実験用動物等、取得価格税抜10万円未満の物品や、取得価格税抜10万円以上であっても1年の反復使用に耐えない物品 ※ 他事業の用途と合わせて購入する場合で、他事業分の経費と明確に区分できる場合は、当該事業に係る経費のみ計上可能。</p>
	人件費・謝金	<p>人件費</p> <p>当該業務に直接従事する研究者(博士研究員(ポスドク)等を含む)を当該研究機関の常勤研究者又は非常勤研究者として雇用するための経費及び賃金(補助作業的に当該事業の一部を担当するアルバイト、派遣社員、技術補佐員及び事務補佐員等を雇用するための経費)をいいます。 ※ ポスドク等の研究者の人件費については、申告したエフォートが人件費の積算根拠になります。 ※ 国立試験研究機関及び国からの交付金により人件費を手当てしている独立行政法人、国立大学法人等は、当該資金による人件費措置対象者の人件費を計上することはできません。なお、研究代表者(PI)人件費制度(本要領p.30)を適用する場合、「人件費」として計上してください。</p> <p>謝金</p> <p>会議出席謝金、講演謝金、原稿執筆謝金及び被験者謝金等、研究への寄与に対する謝金をいいます。 ※ 研究代表者・研究分担者への謝金の計上はできません。</p>
	旅費(続く)	<p>当該業務に直接従事する研究者及び補助作業的に研究等の一部を担当する者の国内又は国外への出張に係る経費(交通費、宿泊費、日当及び旅行雑費等)をいいます。 ※ 当該研究に直接関係のない調査・研究に関する旅費は対象外です。 ※ 航空機の利用クラスは、原則エコノミークラス(普通席)の往復割引運賃とします。 ※ 他事業分の出張と同一行程であっても、明確に区分できる場合(往路/</p>

直接経費 (続き)	旅費 (続き)	<p>復路など、どの事業に係る行程・経費か説明できるもの。)は、当該業務に係る経費のみ計上可能。</p> <p>※ 学生の出張は相当の理由がある場合のみとし、学生単独での滞在を含む外国旅費の計上は認めません。</p> <p>※ 委員等旅費(アドバイザー及び当該業務の協力を依頼した外部の研究者に支払う旅費)及び外国人招へい旅費(当該業務を実施するに当たり、外国人研究者の協力が必要と認められる場合において、当該外国人の招へいに必要な旅費)も計上を認めます。</p>	
	その他	外注費	<p>試験・検査・調査業務・ソフトウェア製作費等、外注して実施する役務に係る経費をいいます。</p> <p>※ 外注費を計上する場合は、申請書の所定の欄に金額、内容を記載してください。</p> <p>※ 原則、各サブテーマにおける研究実施機関ごとに、直接経費の総額の1/2を超える額を計上することはできません。</p> <p>※ 研究代表機関又は共同実施機関が行うべき本質的な業務を外注費で実施することは原則できません。</p>
		印刷製本費	<p>当該業務に直接必要な資料の印刷・製本等に係る経費で、写真代、図面コピー代、発表論文の別刷代及びCD-R等への焼付費用等がこれに該当します。</p>
		会議費	<p>当該業務に直接必要な会議等の開催に係る経費で、会場借料及び飲食代等がこれに該当します。</p>
		通信運搬費	<p>当該業務に直接必要な物品の運搬やデータの送受信等に係る経費で、郵便料、宅配便代、電話料及びインターネット使用料等がこれに該当します。</p>
		光熱水料	<p>当該業務に直接必要な機械装置等の運転に要した電気、水道及びガス等の経費をいいます。</p> <p>※ 当該業務に使用したことが確実であり、金額内訳が算出可能な場合に限り計上を認めます。</p>
		その他 (諸経費)	<p>上記の各項目以外で、当該業務の実施に直接必要な経費をいい、消費税相当額、物品等のリース・レンタル料、学会参加費、データ・権利等使用料、振込手数料等がこれに該当します。</p> <p>※ リース料の場合は、法定耐用年数等の合理的基準に基づいてリース期間を設定した上で、委託研究の実施期間内における当該物品の使用期間に発生した分のリース料のみを委託費の対象経費とします(例えば、法定耐用年数4年の物品等をリースした場合、リース料の総額を法定耐用年数で除して算出した月額単価に、当該研究での使用期間を乗じて得た額が委託費の対象経費となります。法定耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」でご確認ください)。</p> <p>※ バイアウト制度(本要領p.30)を利用する場合の経費は「その他」に計上してください。</p>
			<p>※ 不課税取引等(不課税・非課税取引)に係る消費税相当額の取扱いについて・委託研究契約は、消費税法上の「役務提供」に該当するため、委託研究費</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">直接経費（続き）</p>	<p>留意事項 （続く）</p> <p>留意事項 （続き）</p>	<p>の全額が消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の課税対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託研究費を物品調達等の課税取引だけでなく、人件費や海外旅費等の不課税取引等に支出する場合、ERCAから受け取る消費税額と、各研究機関において支払う取引に含まれる消費税との差額が生じ、その差額に相当する消費税を各研究機関より納付することになります。 ・このため、直接経費により執行された不課税取引等に係る消費税相当額について、直接経費に計上することができます。ただし、免税事業者である場合は、消費税相当額を計上することはできません。 ・不課税取引等に係る消費税相当額を計上する際は、当該取引の予算費目に関係なく「その他」に計上してください。 ・なお、個々の取引実態を反映しない一定割合による消費税相当額の計上は認められません。 ・不課税取引等として以下のような例があげられますが、課税区分判定については研究機関の取扱いに従ってください。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 人件費（うち通勤手当を除く） (ii) 外国旅費・外国人等招へい旅費（うち支度料や国内分の旅費を除く） (iii) その他、国外で消費する経費（国外の学会出席の際、国外に参加費を支払う場合等）
	<p>共同実施費</p>	<p>研究課題に対して、複数の研究機関が参画する場合は、研究代表機関がERCAと契約し、サブテーマを分担する共同実施機関は研究代表機関と共同実施契約を締結します。共同実施費とは、研究代表機関が共同実施機関に当該業務の一部を分担実施させるために配分する経費をいいます。共同実施費として計上できる経費の区分は本表に準じます。</p>

Ⅲ. 推進費 [補助金] に関する事項

推進費 [補助金] では、「技術開発実証・実用化事業」及び「次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業」（以下「次世代事業」という。）を公募します。

推進費 [補助金] については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の定めるところによるほか、独立行政法人環境再生保全機構環境研究総合推進費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の定めるところにより交付します。

交付要綱については、以下ページ「関係規程」をご参照ください。

https://www.erca.go.jp/suishinhi/koubo/r08_koubo_2.html

1. 公募区分の詳細

次世代事業の対象となる技術開発及び研究領域は以下のとおりです。

ア 技術開発実証・実用化事業（年間支援規模 1 億円以内）

本事業は本要領p. 4「表 2 公募研究領域と重点課題」に記載する全ての研究対象領域で、推進費又は推進費以外の研究費で得られた技術開発、推進戦略において重点的に取り組むべき課題の解決に資する技術開発であって、産学連携等により、実証・実用化を図る事業（下記イに該当する事業を除く）を対象とします。

イ 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業（年間支援規模 2 億円以内）

本事業は本要領p. 4「表 2 公募研究領域と重点課題」のうち、「資源循環領域」に係る技術開発で、廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会の形成推進に関するもので、実現可能性、汎用性及び経済効率性が見込まれる技術を開発する事業を対象とします。

○ア及びイのいずれの事業も対象となる技術開発として基礎研究及び応用研究が終了しており、必要最小限の設備による技術の実証をするものであり、既に開発された技術を用いた施設の整備を対象としたものではありません。推進費以外の研究によって得られた技術開発成果をもって応募することも可能です。

また、ERCAの補助金において実施することが適当である技術開発が対象となり、開発された技術についてはその普及に努めなければなりません。

2. 応募要件

補助事業者（研究代表者）及び研究分担者は、予定される研究期間について所属研究機関が雇用の責任を負うことが保証されている必要があります。詳細についてはp. 74「（参考）申請に当たって注意すべきポイント」をご参照ください。

(1) 補助事業者（研究代表者）とは

補助事業者（1人の研究者が単独で研究を行う場合は当該研究者、複数の研究者が研究チームを構成して研究を行う場合は研究チームの代表者）に行っていただきます。

補助事業者は、応募した研究課題の内容及びヒアリング等の審査過程での連絡・対応について、総括的な責任を有する者とします。また、研究課題が採択された後は、補助事業者は、研究の円滑な推進と研究目標の達成のため、研究課題の代表として研究推進に係る連絡調整の中心になるとともに、各研究分担者の分担を含む研究計画の作成及び見直しに係る調整等、進捗管理を行うこととなります。

補助事業者が他機関へ移籍、退職等する場合であっても、研究期間中の補助事業者の交代は原則として認めておりません。健康上の問題等の不測の事態により、補助事業者の研究の継続が困難となった場合は、採択時に審査を受けた研究部会における審議を経て対応を決定することとします。

(2) 研究分担者とは

研究分担者は、研究体制の構成メンバーとなり、研究成果報告書の担当部分について責任をもって執筆し、かつ、担当部分の研究進捗状況の照会に適切に回答できる者とします。

研究分担者の人事異動や、所属機関からの退職等により、当該研究全般への責務を果たせなくなる事が予測される場合は、速やかにERCAに申し出てください。採択後に研究分担者の変更を行う場合は、所定の様式による申請が必要となります。

※研究分担者以外の研究者で、データ収集等によって当該研究への寄与がある場合は、研究協力者としてください。研究協力者の人件費・外注費を研究経費から執行していただくことは可能ですが、研究の本質に関わる内容を研究協力者に委託する経費は計上できませんので、ご注意ください。

(3) 応募の要件

下記の要件①～⑪を、すべて満たす場合のみ応募できます。

要件① 事業期間が、3年以内であること。

要件② 応募者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる組織・機関に所属している者で技術開発を実施する者であること。

ア 地方公共団体

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（国連大学は含みません）、高等専門学校（高等学校は含みません）

ウ 民間企業（日本の法人格を有するものをいう。以下同じ。）

エ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第3項に規定する国立研究開発法人
オ 法律により直接設立された法人

カ その他の団体（日本の法人格を有するものに限る。）

要件③ 当該事業は、共同で行うことも可能とする。「ア 技術開発実証・実用化事業」については、研究代表者が所属している機関が民間企業以外の場合は、研究分担者に民間企業で技術開発を実施する者を参画させること。なお、上記について研究代表者は、あらかじめ研究分

担者の承諾を得ること。

要件④ 法人の財務状況等により、事業の遂行に支障が予測されないこと。

要件⑤ 既に開発された技術ではないこと（事前に十分に調査しておくこと。）。

要件⑥ 基礎研究及び応用研究が既に行われており、理論的に実現可能であること。

要件⑦ 施設の整備又は販売促進のデモンストレーション用の施設の整備等、当該事業とは異なる目的を有する施設の整備を行うものでないこと。

要件⑧ 当該事業のための実証設備を設ける場合は、実用施設の概ね1/10程度の最小限の規模であること。

要件⑨ 当該事業により設置した施設、整備した機器等は、当該事業に供されるためのものであって、目的外の使用、他者への譲渡は原則として認めない。

要件⑩ 1人の研究者が補助事業者または研究代表者として応募できる研究課題は、推進費で1人当たり1件とします。

要件⑪ 提案した計画を適切に実施する能力を有するとともに、日本語による面接に対応できる程度の語学力を有すること。

（４）本申請に係る所属機関等の承認について

交付事務に関するトラブルを避けるため、研究代表者及び研究分担者はあらかじめ次の①及び②の事項について、各所属研究機関の長（国立研究開発法人の場合は部長・領域長クラス、大学の場合は学部長クラス）及び契約事務担当者から承認を得た上で、申請してください。研究代表者については、他機関へ移籍、退職等する場合であっても、原則として交代は認めておりません。

- ① 研究期間にわたり、当該研究者が応募に係る研究課題を所属する研究機関等の業務（公務等）として行う。
- ② 研究機関等の経理担当部局が研究費の管理を行う。

なお、本申請に係る所属機関等の承認について、e-Rad及び申請書に確認項目入力欄を設けてありますのでご確認ください。また、今後、審査の過程で研究代表者に係る所属研究機関等の承認書（ERCA指定様式）のご提出をお願いする場合があります。

3. 補助金の応募に当たっての留意点

（１）応募の方法

I. 推進費[全公募区分]の共通事項 の 6. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法をご参照ください（本要領p. 9～14）。

（２）補助金事業応募にあたって必要な資料

提出方法は、I. 推進費[全公募区分]の共通事項 の 6. （6）2）システム上で提出するに当たっての留意点（本要領p. 13）をご参照ください。

○共通資料

【応募情報ファイル】

ファイル名：令和8(2026)年度環境研究総合推進費申請書(次世代事業)

ファイル形式：PDF

【参考資料】

<(別添)課題情報・経費積算シート>

ファイル名：(別添)令和8(2026)年度環境研究総合推進費申請書

ファイル形式：Zip

※Excelファイルをパスワードなしのzipファイルにして添付してください。

<次世代事業必要資料>

上記の共通資料に追加して、以下の資料を、A4サイズ・日本語で作成し、すべてのファイルを1つのパスワードなしのzipファイルにまとめてご提出ください。

ファイル名：次世代事業必要資料

次世代事業 ア. 「技術開発実証・実用化事業」に応募の場合

- ・研究代表者及び研究分担者の所属する機関の直近3年分の貸借対照表、損益計算書

次世代事業 イ. 「次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業」に応募の場合

- ・研究代表者及び研究分担者の所属する機関の直近3年分の貸借対照表、損益計算書
- ・廃棄物処理等のフローチャート(取り扱う廃棄物の処理等のフローチャート及び処理に伴い生じた廃棄物の処理に係るフローチャートを示すこと。)

4. 補助金の交付決定等に係る留意事項

(1) 補助金の交付決定

研究課題の採択後、ERCAは、補助事業者(推進費における研究代表者)へ交付決定します。最新の補助事業事務処理説明書等は下記をご確認ください。

○補助事業(事務処理説明書・様式集)

https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/keiyaku_3.html

(2) 交付決定の条件等

1) 補助金の法的根拠

この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)を準用し執行します。補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定の取消し、返還等、処分が行われますので十分ご注意ください。

2) 補助金の交付決定を受ける者

この補助金の交付申請を行い、ERCA理事長から交付決定を受ける者は、研究代表者又は研究代表者の所属機関の長です。前者の場合、補助事業の実施者(以下「補助事業者」という。)は研

究代表者個人であり、後者の場合、補助事業者は所属機関である法人となります。補助事業に係る自己資金拠出者によりご判断ください。

3) 補助金の交付額

予算の範囲内において交付するものとし、補助対象経費の1/2以下の補助金が交付されます。補助金の交付額は「ア. 技術開発実証・実用化事業」では1億円以下/年、「イ. 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業」では2億円以下/年となります。ただし、補助対象経費の額が5百万円/年に満たない場合は、交付決定の対象にはなりません。

4) 補助金の管理

補助金の管理は、補助事業者が個人である場合はその所属機関の長に事務委任をして行ってください。補助事業者が法人である場合は、当該法人が管理を行ってください。

5) 消費税等の計上

消費税及び地方消費税の計上は可能です。ただし、補助事業者が法人である場合、当該補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により推進費〔補助金〕に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の相当額をERCAへ返還していただきますので、ご留意ください。

(3) 年度末までの研究期間の確保

補助事業実績報告書の提出期限について、補助金の全部について概算払を受けた場合は、年度末までの研究の実施が可能となるよう翌年度の5月末日までとします。

(4) 補助対象経費

当該補助事業の実施に直接必要な経費が対象であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限り、また、本要領p. 59「表6 推進費〔補助金〕において計上可能な直接経費の区分」に示した細目に該当しない経費は補助対象となりません。また、見積に基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な査定の対象としますので、ご留意ください。

補助対象経費には、直接経費及び間接経費があります。推進費〔補助金〕の直接経費の区分は、本要領p. 59「表6 推進費〔補助金〕において計上可能な直接経費の区分」のとおりです。

間接経費とは、研究課題の実施に伴い研究機関に必要となる管理等に係る経費を、直接経費に対する一定比率の額で手当することにより、競争的研究費のより効果的・効率的な活用を促進するものです。また、間接経費は、競争的研究費を獲得した研究者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用されることで、研究機関間の競争を促し、研究の質を高めることにも役立ちます。現在、間接経費の額は、原則、直接経費の30%の額とすることとしています。なお、応募に際して間接経費を30%未満の割合とする場合には、必ず所属機関の事務部門に問題のないことを確認してください。間接経費の主な用途については、本要領p. 62「(別表) 間接経費の主な用途の例示」をご参照ください。

(5) 海外研究機関との連携に係る経費について

海外研究機関に所属する研究者と研究連携及び研究連携に係る費用（旅費、会議費等）を支出

することができます。推進費の研究において、海外研究機関との国際共同研究が見込まれる場合は、申請書の「2 研究目的等」の「(5) 特記事項」においてその内容について具体的に記入してください。

(6) キックオフ会合及びアドバイザーボード会合の開催費用

採択後はキックオフ会合及びアドバイザーボード会合を開催していただきますので、研究経費の積算に当たって考慮してください。詳細は本要領p.33「I. 10. (1) 6) キックオフ会合、アドバイザーボード会合の開催」をご確認ください。

(7) 補助事業における知的財産の帰属

この事業により得られた知的財産権（特許、実用新案、意匠、著作権、回路配置利用権、育成者権、種苗法等）は応募者に帰属します。

(8) 成果の公表

この事業により得られた成果は、ERCAが公表するとともに、優良なものについては積極的に成果の普及に努めます。

(9) 事業化の努力

事業終了後、応募者は成果の事業化に努めなければなりません。また、事業終了後5年間、毎年度ERCAに事業化状況について報告してください。

表6 推進費〔補助金〕において計上可能な直接経費の区分

※支出可能な経費の詳細については、最新の補助事業事務処理説明書を参照し計上してください。

https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/keiyaku_3.html

費目		解説
直接経費(続く)	物品費	<p>設備備品費</p> <p>当該事業に必要な【備品】又は【資産】の購入費用。 【備品】…耐用年数1年以上かつ取得価格税抜10万円以上の物品 【資産】…耐用年数1年以上かつ取得価格税抜50万円以上の物品 ※ 設備備品購入に当たっては、研究計画に従った合理的な方法を選択してください。 ※ リース等に係る経費は「その他(諸経費)」に計上すること。</p>
		<p>消耗品費</p> <p>当該事業に必要な【消耗品】の購入費用。 ※【消耗品】…試薬・材料・実験用動物等、取得価格税抜10万円未満の物品や、取得価格税抜10万円以上であっても1年の反復使用に耐えない物品 ※ 他事業の用途と合わせて購入する場合で、他事業分の経費と明確に区分できる場合は、当該事業に係る経費のみ計上可能。</p>
	人件費・謝金	<p>人件費</p> <p>当該事業に直接従事する研究者(ポスドク等を含む)を当該研究機関の常勤研究者又は非常勤研究者として雇用するための経費及び賃金(補助作業的に当該事業の一部を担当するアルバイト、派遣社員、技術補佐員及び事務補佐員等を雇用するための経費)をいいます。 ※ ポスドク等の研究者の人件費については、申告したエフォートが人件費の積算根拠になります。 ※ 国立試験研究機関及び国からの交付金により人件費を手当てしている独立行政法人、国立大学法人等は、当該資金による人件費措置対象者の人件費を計上することはできません。なお、研究代表者(PI)人件費制度(本要領p.30)を適用する場合、「人件費」として計上してください。</p>
	謝金	<p>謝金</p> <p>会議出席謝金、講演謝金、原稿執筆謝金及び被験者謝金等、当該事業への寄与に対する謝金をいいます。 ※ 研究代表者及び研究分担者への謝金の計上はできません。</p>
旅費(続く)	<p>旅費(続く)</p> <p>当該事業に直接従事する研究者及び補助作業的に当該事業の一部を担当する者の国内又は国外への出張に係る経費(交通費、宿泊費、日当及び旅行雑費等)をいいます。 ※ 当該事業に直接関係のない調査・研究に関する旅費は対象外です。 ※ 航空機の利用クラスは原則エコノミークラス(普通席)の往復割引運賃とします。 ※ 他事業分の出張と同一行程であっても、明確に区分できる場合(往路/復路など、どの事業に係る行程・経費か説明できるもの)は、当該事業に係る経費のみ計上可能。 ※ 学生の出張は相当の理由がある場合のみとし、学生単独での滞在を含む外国旅費の計上は認めません。</p>	

	旅費 (続き)	<p>※ 委員等旅費(アドバイザー及び当該事業の協力を依頼した外部の研究者に支払う旅費)及び外国人招へい旅費(当該事業を実施するに当たり、外国人研究者の協力が必要と認められる場合において、当該外国人の招へいに必要な旅費)も計上を認めます。</p>
直接経費 (続き)	その他	<p>試験・検査・調査業務・ソフトウェア製作費等、外注して実施する役務に係る経費をいいます。</p> <p>※ 外注費を計上する場合は申請書の所定の欄に金額、内容を記載してください。</p> <p>※ 原則、各サブテーマにおける研究実施機関ごと(次世代事業においては研究機関ごと)に、直接経費の総額の1/2を超える額を計上することはできません。</p> <p>※ 研究代表機関又は共同実施機関が行うべき本質的な業務を外注費で実施することはできません。</p>
		<p>印刷製本費</p> <p>当該事業に直接必要な資料の印刷・製本等に係る経費で、写真代、図面コピー代、発表論文の別刷代及びCD-R等への焼付費用等がこれに該当します。</p>
		<p>会議費</p> <p>当該事業に直接必要な会議等の開催に係る経費で、会場借料及び飲食代等がこれに該当します。</p>
		<p>通信運搬費</p> <p>当該事業に直接必要な物品の運搬やデータの送受信等に係る経費で、郵便料、宅配便代、電話料及びインターネット使用料等がこれに該当します。</p>
		<p>光熱水料</p> <p>当該事業に直接必要な機械装置等の運転に要した電気、水道及びガス等の経費をいいます。</p> <p>※ 当該事業に使用したことが確実であり、金額内訳が算出可能な場合に限り計上を認めます。</p>
		<p>その他 (諸経費)</p> <p>上記の各項目以外で、当該事業の実施に直接必要な経費をいい、物品等のリース・レンタル料、学会参加費、データ・権利等使用料及び振込手数料等がこれに該当します。</p> <p>※ リースの場合は、法定耐用年数等の合理的基準に基づいてリース期間を設定した上で、補助事業の実施期間内における当該物品の使用期間に発生した分のリース料のみを補助金の対象経費とします(例えば、法定耐用年数4年の物品等をリースした場合、リース料の総額を法定耐用年数で除して算出した月額単価に、当該研究での使用期間を乗じて得た額が補助金の対象経費となります。法定耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」でご確認ください)。</p> <p>※ バイアウト制度(本要領p.30)を利用する場合の経費は「その他」に計上してください。</p>

<直接経費における補助対象とならない経費>

- ◇ 当該事業に必要な用地の確保に要する経費
- ◇ 建屋の建設（簡易なものを除く）に係る経費
- ◇ 机、椅子、複写機等研究者が所属する機関で通常備えるべき設備品や文房具類、パソコン、プリンタ等汎用性の高い物品を購入するための経費は、事業の目的遂行に直接必要と認められる場合に限り補助の対象となります。
- ◇ 当該事業に直接関係のない学会、講演会、会議等の出席のための旅費・参加費
- ◇ 当該事業中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ◇ 当該事業により排出された廃棄物の処理に要する経費
- ◇ 当該事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- ◇ その他、当該事業の実施に関連性のない経費

（別表） 間接経費の主な用途の例示

研究機関において、当該研究課題遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とします。

分類	該当する主な用途の例
管理部門に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> －管理施設・設備の整備、維持及び運営経費（会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立を含む。ただし、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする競争的研究費に限る。） －管理事務の必要経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 など
研究部門に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> －共通的に使用される物品等に係る経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費 －当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料（論文掲載料） －特許関連経費 －研究機器・設備^{（注1）}の整備、維持及び運営に係る経費（会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立を含む。ただし、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする競争的研究費に限る。） ※研究棟、実験動物管理施設、研究者交流施設、設備、ネットワーク、大型計算機（スパコンを含む）、大型計算機棟、図書館、ほ場 など
その他の関連する事業部門に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> －研究成果展開事業に係る経費 －広報事業に係る経費 など

注1：上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能です。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

(別紙1) 令和8年度新規課題 各公募区分の申請及び審査一覧

公募区分	革新型研究開発（若手枠）		環境問題対応型研究			次世代事業（補助率1/2）		戦略的研究開発	
	若手枠A	若手枠B	一般課題	技術実証型	ミディアムファンディング枠	ア.「技術開発実証・実用化事業」	イ.「次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業」	戦略的研究開発（Ⅰ）	戦略的研究開発（Ⅱ）
研究開発費の年間支援規模	600万円以内/年	300万円以内/年	4,000万円以内/年		2,000万円以内/年	1億円以内/年	2億円以内/年	3億円以内/年	1億円以内/年
研究開発期間	3年以内							5年以内	3年以内
重点課題	重点課題①～⑯						重点課題⑨～⑪	— 戦略的研究開発は環境省が設定した研究テーマを公募します	
審査部会	領域ごとに設置した研究部会 (統合、気候変動、資源循環、自然共生、安全確保)						資源循環部会	研究テーマに該当する研究部会または専門部会	
事前評価審査方法	第一次審査：書面		第一次審査：書面 第二次審査：ヒアリング						
中間・事後評価審査方法	中間評価：書面 事後評価：書面		中間評価：書面 事後評価：ヒアリング				中間：ヒアリング 事後：ヒアリング	中間：書面 事後：ヒアリング	
委託費/補助金	委託費					補助金		委託費	

(別紙2) 研究目標の設定について

独立行政法人環境再生保全機構
環境研究総合推進部

1. 研究目標設定の趣旨

- 当該研究の研究目的（環境政策等への貢献）を実現するため、研究終了時の到達点を研究目標として設定する。
- 研究活動は、設定した研究目標の達成に向けて、計画的かつ効率的に進めなければならない。
- 応募課題の審査では、研究目的（環境政策等への貢献）及び研究費規模に照らした目標設定の適切さについて、評価される。
- 研究目標に対する進捗状況・達成状況は、中間・事後評価の際に研究実施者による自己点検結果等も活用して、評価される。

2. 研究目標に求められる要件

- 研究目的（環境政策等への貢献）を達成するために必要かつ十分な研究目標、あるいは研究目標群となっていること。
- 研究終了時の到達点として、何を、どの水準まで達成するのかを、具体的かつ明確に示しており、達成度を評価することができる目標となっていること。
- 内外の研究動向や技術開発動向を踏まえ、意欲的な目標となっていること。

3. 研究目標の設定方法

- 研究目標は、研究課題全体及び各サブテーマについて設定する。なお、サブテーマが1つの研究課題は、研究課題全体の目標のみ設定すること。
- 研究課題全体の目標については、各サブテーマの役割や関連性を踏まえ、研究終了時の達成度が評価できるよう設定する。
- 各サブテーマの目標については、研究課題全体の目標を達成するために必要な具体的な目標を設定する。
- 技術開発研究や実証研究等については、性能、機能、精度、コスト、安全性等の定量的な指標を設定する。モデル開発、システム開発、政策提案など、定量的な指標を定めることがふさわしくない研究については、定性的な記述により研究成果を具体的に特定することによって、目標を設定しても構わない。

＜研究目標の設定例＞

- ※ 掲載した例は全体目標とサブテーマ目標の架空の例であって、何らかの研究目標を推奨するものではありません。また、特定の研究課題と関連するものではありません。
- ※ 【目的】欄は、全体目標及びサブテーマ目標を目的達成に必要なかつ十分な目標群として記述して頂きたい趣旨を表すための形式的な記述であって、「研究目的設定例」ではありません。また、目的に対して必要十分な目標群となっているとは限りません。
- ※ 下記の目的、全体目標、サブテーマ目標記載例は仮想的なものであるため、全体として文字数が少なくなっていますが、申請書様式作成の際には、研究内容に即して、様式に記載された文字数で記載してください。

＜設定例 1＞

【目的】	本研究の目的は、脱炭素社会への具体的な道筋（各国のNDC、パリ協定の2℃目標、1.5℃目標）について、技術・経済・社会的受容性を含む実現可能性等の観点から評価し、より野心的な脱炭素社会の実現に向けたライフスタイル変革や環境政策に貢献することである。
【全体目標】	パリ協定の2℃目標、1.5℃目標の達成に必要な短中期的な削減の道筋の実現可能性を評価し、現実に行進しつつある各国NDCに基づいた道筋と比較して、より野心的な脱炭素社会ビジョンへの道筋をライフスタイル変革・技術革新や環境政策と併せて提示する。そのために、上記の3つの道筋について、①技術的な観点、②経済的な観点、③社会的な観点から評価し、国民、企業、自治体、政府および国際交渉やNGOにとって活用可能な形で公開する。
【サブテーマ 1】	技術的な観点からの評価のために、パリ協定の2℃目標、1.5℃目標及び各国NDCに基づいた3つの道筋について、下記を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー、農業等、工業プロセス、廃棄物起源の温室効果ガス削減技術のポテンシャルを評価し、各道筋に必要な導入の時系列シナリオを作成する。 ・バイオエネルギーCCS（BECCS）、DACCS（直接大気回収・貯留）等を含めた温室効果ガス除去・吸収源技術等の技術的及びコスト面からの実現可能性を評価し、各道筋に必要な導入の時系列シナリオを作成する。
【サブテーマ 2】	サブテーマ 1 によって行われた評価とシナリオに基づき、経済的な観点からの評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量削減技術、温室効果ガス除去・吸収源技術等について緩和コストの評価を行う。 ・パリ協定の2℃目標、1.5℃目標及び各国NDCに基づいた道筋についての影響評価に基づいた適応コストについて最新の研究結果を評価す

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GDP損失、家計消費損失と座礁資産について評価し、緩和コスト、適応コストと合わせた経済評価を行う。
【サブテーマ3】	<p>パリ協定の2℃目標、1.5℃目標及び各国NDCに基づいた道筋についてサブテーマ1、2によって行われた評価に基づき、社会的な観点からの評価を行う。具体的には、3つの道筋の実現に要求される個人のライフスタイルの変化、種々の格差を含む国内外の社会のありかたに落とし込む。その際、資源循環やサプライチェーンの観点、地域循環共生圏としてのあり方についても示すものとする。その上で、既存の社会受容性・実現性評価手法と共に、現在、2030年、2050年、2100年の一般の市民・専門家を含むステークホルダーによるフューチャーデザイン方式の討論を併せて活用し、社会受容性、社会的実現性について評価する。</p>

<設定例2>

【目的】	<p>〇〇生物群は既知の絶滅危惧種が〇〇種と特に多い上に、希少な種の商品価値が高く、野生個体の略奪的な採取、インターネット等での販売、さらには海外への輸出等の圧力にさらされている。本生物群を保全するためには、①最新の遺伝子解析を用いた分類学的検討と新種記載によるレッドリストへの登録や国内希少野生動植物種への指定、②遺伝情報を用いた簡易な同定手法による違法行為の現場での種の確認、③保護区設定のための同定マニュアルによる現地調査および設定後のモニタリング調査が必要である。本課題はこれらの問題に取り組み、それらの保護対策のために必要な新技術を開発する。</p>
【全体目標】	<p>本課題の目標は、3年間という時間的制約から、〇〇生物群のうち、特に緊急の保全対策が必要なグループとして〇〇科と〇〇科〇〇属を選び、最新のDNA系統解析手法により未記載種を明らかにして、絶滅危惧種の新種記載を進めるとともに、絶滅リスクを評価して、レッドリストへの記載や種の保存法による指定に繋げる。</p> <p>確実な種同定に必要なDNAバーコーディングのためのライブラリの構築や、現場で使用が可能な〇〇法などの簡易同定技術を開発するとともに、同定の手引きとして絶滅リスク評価も記載した同定マニュアルを作成する。</p>
【サブテーマ1】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に保全上重要な〇〇科と〇〇科〇〇属について網羅的にサンプルを収集し、最新の〇〇法を活用した新しいDNA系統解析により、わが国における〇〇生物群の再分類を行い、これまでの分類を再検討するとともに、未記載の隠蔽種を明らかにし、可能な限り早く新種記載を行う。 ・ 特に絶滅が危惧される種〇種以上について、〇〇解析を行うことによ

	り、遺伝的多様性の減少状況や過去の個体群の増減の履歴を解明し、絶滅リスクを評価する。
【サブテーマ2】	<ul style="list-style-type: none"> ・特に保全上重要な〇〇科と〇〇科〇〇属について、DNAバーコーディング法のためのライブラリを構築する。 ・取締まりの現場で使用可能な〇〇法等の簡便な同定技術を、既に絶滅が危惧されていて同定が困難な〇種以上で作成する。 ・サブテーマ1及び2で整理された保全のための分類単位に基づき、種の同定手法を記載した同定マニュアルを作成する。同マニュアルには絶滅リスクの評価も記載する。

<設定例3>

【目的】	汚染土壌からの化学物質〇〇の水系への溶出・大気への揮散などの挙動を明らかにし、その健康リスクを解明するとともに、土壌からの〇〇除去技術を高度化することにより、土壌管理・対策システムの構築に貢献する。
【全体目標】	〇〇地域や△△地域で問題となっている〇〇による土壌汚染の実態を明らかにし、地下水への溶出や大気への揮散など土壌中の挙動予測モデルを構築することにより、人の健康リスクを評価する。更に汚染除去技術を確立する。
【サブテーマ1】	〇〇地域及び△△地域において土壌・地下水のモニタリングにより汚染の実態を明らかにする。 濃度レベルが異なる〇種類の汚染土壌を用いて、〇〇手法を用いて実験的に化学物質〇〇の溶出挙動、揮発フラックスを求め、土壌特性と挙動との関係を明らかにする。
【サブテーマ2】	サブテーマ1の結果に基づいて、〇〇の土壌中での挙動を予測するモデルの高精度化・検証を行い、汚染の時間空間的な広がりを予測する。更に、水道水源や人の居住データに基づいた人への曝露量推定方法および健康リスク評価法を確立する。
【サブテーマ3】	〇〇法を用いて土壌から〇〇を除去する方法を開発する。・・・・・・。従来の方法を上回る除去率〇〇%を目標として、処理コスト土壌1トン当たり〇円以下を目指す。この方法を実汚染土壌に適用する装置に必要な処理性能等の要件や問題点を明らかにする。

<設定例 4> (特に革新型研究開発(若手枠)への研究提案を想定した例)

<p>【目的】</p>	<p>本研究では、易洗浄特性と再生化のためのケミカルリサイクルが可能な新規〇〇材料の創出を目的とする。〇〇と汎用〇〇である〇〇とを融合した双性イオン構造を有する新材料合成法と実装化に向けた基盤技術の確立を目指す。</p>
<p>【全体目標】 (サブテーマ 1)</p>	<p>高イオン強度水溶液処理で成形加工前のポリマー状態に再生可能で、水洗浄のみで油などの付着物を容易に除去できる双性イオン構造を有する新材料〇〇を開発する。新材料に求める数値目標を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実用的なイオン強度 (〇 mmol/m³以下) における耐久性 ・ 高イオン強度 (〇 mol/m³以上) における溶解性 ・ 良好な撥油性 (水中接触角: 〇度 以上) ・ 既存の PET と同等の機械強度 (引張り強さ: 〇 kg/cm²程度、引張り弾性率: 〇 kg/cm²程度) <p>上記の目標の達成と実用化に向けた課題を抽出し、資源循環社会におけるプラスチック戦略に資するシーズ技術を確立する。</p>

※サブテーマが 1 つであるので、全体目標と同一である。

(別紙3) 社会実装ロードマップの策定について

独立行政法人環境再生保全機構
環境研究総合推進部

1. 社会実装ロードマップの策定の趣旨

環境研究総合推進費における「環境技術」とは、持続可能な社会の実現に向けて重要な役割を果たし、かつ環境政策に貢献・反映できるものである。大学、研究機関、企業等による技術開発の推進により、新たな環境技術が生み出されているが、その実社会への適用には様々な課題がある。特に、事業の継続性、社会的受容性、制度整備が普及を阻む要因となっている。これらの課題を克服し、持続可能な社会の実現に向けた環境政策への貢献・反映に資する環境技術を効果的に活用するためには、社会実装のロードマップの策定が不可欠である。このため、技術開発成果の社会実装を目指して当該技術の実用可能性の検証等を行う「環境問題対応型研究（技術実証型）」と、産学連携等により実証・実用化を図る「次世代事業」の公募区分に社会実装ロードマップを導入する。

社会実装ロードマップには研究・開発段階から実証・普及までの道筋を示し、環境政策への貢献・反映に向けて、関係者が共通の目標を持って連携するための指針として活用する。また、TRL (Technology Readiness Level) の指標を導入し、ロードマップにTRLを組み込むことで、技術の開発・実証・普及の各フェーズにおいて、必要な資源、克服すべき課題等を明確にする。

2. 社会実装ロードマップに求められる要件

- 表1「環境研究総合推進費におけるTRL定義」に従って、研究開始時の開発状況及び研究終了時の到達目標を明確に設定していること。また、研究終了以降の期間において、社会実装に向けた実証・普及までの道筋が具体的に示されていること。
- 社会実装に向けて克服すべき課題（技術的課題、経済的課題、社会的課題等）が示されていること。

表1 環境研究総合推進費におけるTRLの定義

TRL	フェーズ	定義
1	基礎研究	要素技術の基本的な特性に関する学術研究およびそれに基づく論文公表やレポーターティング等が十分行われており、基礎研究の積み重ねが進んでいる。応用研究への展開に関する課題整理が行われている。
2	応用研究	将来的な性能の目標値が設定されており、実際の技術適用とそのため開発に向けた情報収集や分析に基づく課題抽出が行われている。
3		主要構成要素の性能に関する基礎的研究・実験が実施されており、コスト等を含めた実用上の課題抽出が行われている。

4	実用研究	主要な構成要素が限定的なプロトタイプ／限定的な地域モデルが機器・システムとして機能することが確認されており、量産化／水平展開に向け必要となる基礎情報、とくに量産化／水平展開に関するコスト等の分析が明確になっている。
5	模擬実証	機器・システムの実用型プロトタイプ／実用型地域モデルが、実際の導入環境に近い状態で実証されており、量産化／水平展開に十分な条件が理論的に満たされている。
6	フィールド実証	機器・システムの実用型プロトタイプ／実用型地域モデルが、実際の導入環境で実証されており、量産化／水平展開に向けたスケジュール等が確定している。
7		機器・システムが最終化され、製造・導入プロセスを含め、実際の導入環境における実証が完了している。
8	量産化／水平展開	製造・導入プロセスを含め、開発機器・システムの改良が完了しており、製品の量産化又はモデルの水平展開の段階となっている。

※環境省「CO2 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業」における TRL の定義を一部改変。
 ※水平展開とは、当該技術が特定自治体/企業での採用にとどまらず、複数のユーザーに採用され、稼働又は量産化されている状況を指す。

＜社会実装ロードマップの記入項目、記入例＞

※掲載した例は架空の例であって、何らかの社会実装ロードマップを推奨するものではありません。また、特定の研究課題と関連するものではありません。

社会実装ロードマップ

① 申請課題における達成時の状態・達成時期

【記入内容】

(ア) 申請課題における達成時の状態

TRL 定義に基づき、TRL 1～8 の各段階に到達した場合の状態を実際の研究内容に即して、具体的に記入すること。

研究の全体目標との整合性を図り、研究全体を包括する 1 つのロードマップを策定すること。

サブテーマ毎に策定する必要はない。

(イ) 研究開始時及び研究終了時

申請課題の研究開始時と研究終了時の状態に相当する TRL に「○」を記入すること。

(ウ) 達成時期

既に達成されている研究は達成された時期を、これから達成を目指す研究は予定時期を西暦で記入すること。

【記入例】 研究課題名：地域内資源循環を実現するバイオマス・プラスチック複合リサイクルシステムの開発と社会実装

TRL	フェーズ・定義	申請課題における達成時の状態 (ア)	研究開始時 (イ)	研究終了時 (イ)	達成時期 (ウ)
1	【基礎研究】 要素技術の基本的な特性に関する学術研究およびそれに基づく論文公表やレポーティング等が十分行われており、基礎研究の積み重ねが進んでいる。応用研究への展開に関する課題整理が行われている。	バイオマス資源（食品廃棄物、農業残渣、都市ごみなど）と廃プラスチックのそれぞれ単独でのリサイクル技術に関する基礎技術が確立されている。単独技術の限界および課題が把握され、解決案（複合プロセス化等）が想定され、その効果についての試算がされている。			2010
2	【応用研究】 将来的な性能の目標値が設定されており、実際の技術適用とそのため開発に向けた情報収集や分析に基づく課題抽出が行われている。	食品廃棄物から得られるバイオガスを熱源とし、廃プラスチックの熱分解を行うという、相互利用可能なエネルギー・物質循環のプロセスフローを利用した、「バイオマスとプラスチックを統合的に処理・再資源化するためのプロセスフローの開発」が研究全体目標として設定されている。 地域内での物流、エネルギー収支、CO ₂ 排出量それぞれの目標値の設定が完了し、システム設計の要求特性が明確になっている。			2022
3	【応用研究】 主要な構成要素が限定的なプロトタイプ／限定的な地域モデルが機器・システムとして機能することが確認されており、量産化／水平展開に向け必要となる基礎情報、とくに量産化／水平展開に関するコスト等の分析が明確になっている。	TRL2で用いていたものより大型のベンチスケール機器が稼働可能になっている。 食品廃棄物のメタン発酵からバイオガスを得、それを用いて廃プラスチックの熱分解プロセスが進行し得るかの確認が行われ、TRL2で構築した概念モデルの妥当性が確認されている。 副産物の有効利用（肥料化、建材化など）も含めた資源循環の可能性が検討、評価されている。			2024
4	【実用研究】 主要な構成要素が限定的なプロトタイプ／限定的な地域モデルが機器・システムとして機能することが確認されており、量産化／水平展開に向け必要となる基礎情報が明確になっている。	小規模な実証機が稼働しており、メタン発酵で得られたバイオガスによる廃プラスチックの熱分解の2つのプロセスを連続かつ並行して行うことが可能であることが確認されている。生成物（ガス組成、油分、残渣）の質および量やエネルギー量を評価し、システムとしての成立性が確認されている。必要な前処理技術に関する設計が完了している。エネルギー収支や経済性についての初期的な評価が完了している。原料の安定調達と生成物の定常循環の可能性が検討されている。	○		2026

TRL	フェーズ・定義	申請課題における達成時の状態 (ア)	研究開始時 (イ)	研究終了時 (イ)	達成時期 (ウ)
5	【模擬検証】 機器・システムの実用型プロトタイプ／実用型地域モデルが、実際の導入環境に近い状態で実証されており、量産化／水平展開に十分な条件が理論的に満たされている。	パイロットスケールの統合処理システムが完成し、複数の原料組成や運転条件での連続運転試験が行える状態になっている。プロセスの安定性、物質収支、エネルギー収支、排出ガスの環境影響などの詳細分析が実施されている。ライフサイクルアセスメント（LCA）を用いて、従来の廃棄物処理方法と比較した環境優位性を定量的に評価し、技術の実用性と持続可能性が確認されている。			2027
6	【フィールド実証】 機器・システムの実用型プロトタイプ／実用型地域モデルが、実際の導入環境で実証されており、量産化／水平展開に向けたスケジュール等が確定している。	地方自治体や大学キャンパス、農業地域などに実用規模の1/20～1/10相当程度の実証プラントを設置し、地域で発生する食品廃棄物や廃プラスチックの処理の実施が行われている。季節変動や原料の不均質性に対応した運転制御の検証が完了している。生成されるバイオガスや熱分解油の品質、発電・熱利用の効率、副産物の再利用（堆肥、建材など）が成立することが確認されている。これらを通じて見出された課題について対応方策が立案されている。地域住民や事業者との連携体制の試行が行われ、社会的受容性の課題抽出がなされている。国による補助金等の政策調査が完了している。		○	2028
7	【フィールド実証】 機器・システムが最終化され、製造・導入プロセスを含め、実際の導入環境における実証が完了している。	第五次循環型社会形成基本計画の重点分野2（資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環）に基づいて策定された、自治体の廃棄物処理計画や地域エネルギー政策に組み込まれた形で、システムの本格運用が始まっている。行政、民間、住民が参画した運営体制による、長期的な運転データの収集が開始されている。維持管理コスト、トラブル対応、制度的課題（法規制、補助金制度など）を洗い出し、持続可能な運用スキームとして確立されている。また、他地域への水平展開に必要な要件が検討され、標準システムとしての特性が確定されている。			2030
8	【量産化／水平展開】 製造・導入プロセスを含め、開発機器・システムの改良が完了しており、製品の量産化又はモデルの水平展開の段階となっている。	実証結果をもとに、全国展開を見据えた標準システムの導入マニュアル、設計ガイドライン、政策提言書が完成している。導入コスト、運用体制、環境効果、地域経済への波及効果などを体系的に整理し、環境省や自治体、企業への導入支援ツールとしての提供が完了している。さらに、制度設計（補助金、規制緩和、認証制度など）との連携を図り、資源循環型社会の実現に向けた政策的・技術的基盤として認知されている。			2033

② 社会実装を実現するまでに克服すべき課題

【記入内容】

推進費での研究開始から、社会実装を実現（環境政策への貢献・反映）するまでに克服すべき課題（技術的課題、経済的課題、社会的課題等）とその解決法などを記入すること。

技術的課題：実用化、量産化レベル等に引き上げるために克服すべき課題を記入すること。

経済的課題：研究成果を事業として成立させ、持続させるために克服すべき課題を記入すること。

社会的課題：社会に受け入れられ、定着するために克服すべき課題を記入すること。

その他：研究資金、組織的・人的課題、知的財産などにおいて課題があれば記入すること。

【記入例】

区分	課題・解決法
技術的課題	<p>実機稼働において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 処理する廃プラスチックの性状（種類、混在、コンタミ状況）と量 ② ①のプラスチック処理に必要なバイオガスの特性、量、エネルギーポテンシャル ③ ②の発生に必要な廃食品等の性状と量 <p>3要素が、連続したプロセスとして成立するために必要なスペックを確立するための上下限値を評価する研究を実施する必要がある。</p>
経済的課題	<p>投入材料の回収コストと産出物の市場価値から逆算すると、¥〇〇〇/台程度で実機を製造・販売し、¥△△/時間のランニングコストを達成する必要がある。これらを実現できる能力をもつ機械設計・製造会社および/またはプラントエンジニアリング会社を2026年中に見出し、共同研究を開始する。</p>
社会的課題 (社会受容性)	<p>一定の廃食品、廃プラスチック、あるいは一般廃棄物の性状を確保するために、地域住民や事業者の協力が不可欠である。分別方法の周知・徹底のための教育、啓もう活動を採用自治体などと共に実施する必要がある。加えて、法制度の整備や補助金などの行政的支援を獲得するのが望ましいため、導入自治体との協議の場の設置が必要である。</p>
その他	<p>本推進費での研究終了後に、コンソーシアム型で研究を継続し、TRL7の達成を目指す。そのために競争的研究費の獲得を計画している。</p>

(参考) 申請に当たって注意すべきポイント

1. 申請書の提出について

一度ご提出いただいた申請書は、いかなる理由があっても修正・差し替えはできません。十分にご確認の上、申請をお願いいたします。

また、指定の申請書様式でない場合や申請書様式を改編している場合は、適切な審査ができないためプレ審査不通過となりますのでご注意ください。

e-Rad の取下げ申請については、公募期間終了後に一括で受理いたします。

2. 研究経費の考え方

支援開発費の支援規模には、直接経費の30%にあたる間接経費及び消費税を含みます。原則として、支援規模を超過した場合はプレ審査不通過となりますのでご注意ください。

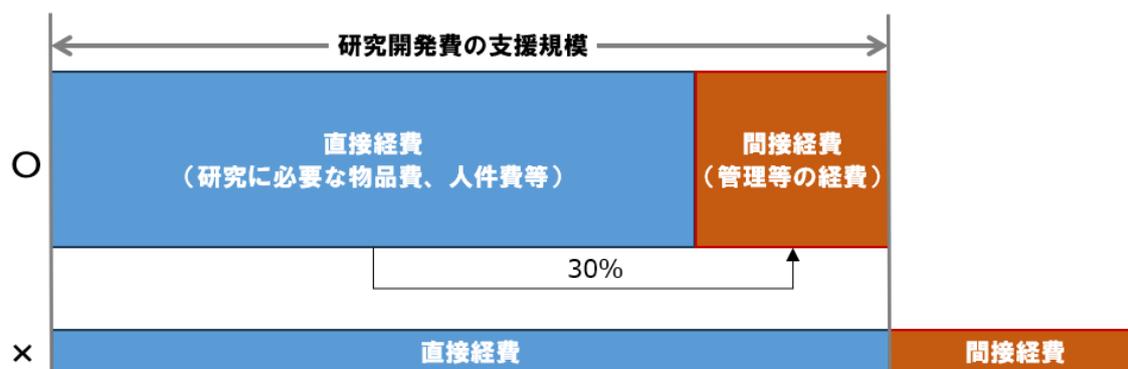


表1 公募区分別直接経費の上限額

(単位：千円)

公募区分	総額 (上限)	直接経費 (上限)	間接経費 (30%) (※1)
環境問題対応型研究			
環境問題対応型研究 (一般課題)	40,000	30,769	9,231
環境問題対応型研究 (技術実証型)	40,000	30,769	9,231
環境問題対応型研究 (ミディアムファンディング枠)	20,000	15,385	4,615
次世代事業 (補助率1/2)			
ア. 「技術開発実証・実用化事業」	申請上限	200,000	153,846
	支援上限	100,000	76,923
イ. 「次世代循環型社会	申請上限	400,000	307,692

形成推進技術基盤整備事業]	支援上限	200,000	153,846	46,154
革新型研究開発（若手枠）				
革新型研究開発（若手枠A）		6,000	4,615	1,385
革新型研究開発（若手枠B）		3,000	2,308	692
戦略的研究開発（※2）				
戦略的研究開発（Ⅰ）		300,000	230,769	69,231
戦略的研究開発（Ⅱ）		100,000	76,923	23,077

（※1） 間接経費の額は、原則、直接経費の30%の額とすることとしています。なお、応募に際して間接経費を30%未満の割合とする場合には、必ず所属機関の事務部門に問題のないことを確認してください。

（※2） 戦略的研究開発は、別途サブテーマごとに上限額が設けられます。

3. 研究代表者・研究分担者・研究協力者の違いについて

推進費における研究代表者・研究分担者と研究協力者の違いについては以下の表を参考に、参画形態をご検討ください。

表2 研究代表者・研究分担者・研究協力者の違い

	研究代表者 ^(※1) ・サブテーマリーダー	研究分担者	研究協力者
研究機関への所属	要		問わない
契約形態	所属研究機関との雇用契約		問わない
e-Radへの登録	要		不要
日本語での面接スキル	必須	不要	
研究計画書への記載	要		不要
研究実施中の追加・削除・交代	不可	可	問わない
研究実施中の削除・交代	原則不可		問わない
主体的な研究経費の執行	可		不可
研究経費から人件費の支出	可 ^(※2)		
成果報告書の文責	有		無
成果報告書内の研究体制への記載	要		

（※1） 戦略的研究開発においては、プロジェクトリーダー及びテーマリーダー。

（※2） PI 人件費の支出については一定の要件があります。

IV. 公募に関するお問合せ先

【公募要領・各種様式、公募説明会情報等掲載先】

独立行政法人環境再生保全機構 環境研究総合推進費ウェブサイト

<https://www.erca.go.jp/suishinhi/koubo/>

ERCA及び環境省へのお問合せは、原則として電子メールにてお願いします。

なお、電子メールの件名（題名）の先頭に必ず【公募問合せ】と記してください（記載がない場合、迷惑メール扱いになりチェックできない可能性があります。）。

お問合せ先一覧

お問合せ内容	担当部局 連絡先e-mail等
環境研究総合推進費全般について	(独) 環境再生保全機構 環境研究総合推進部 suishinhi-koubo[AT]erca.go.jp ※[AT]は@に置き換えてお送りください。
行政要請研究テーマ（行政ニーズ）について	環境省 大臣官房総合政策課環境研究技術室 so-suishin[AT]env.go.jp ※[AT]は@に置き換えてお送りください。
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法について	e-Radヘルプデスク 0570-057-060（9:00～18:00 ^{（注1）} ） https://www.e-rad.go.jp/contact.html

注1：土日祝、年末年始を除く

よくある質問については、以下ページをご参照ください。

https://www.erca.go.jp/suishinhi/koubo/pdf/suishinhi_qa.pdf

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番

ミュージア川崎セントラルタワー9階

独立行政法人環境再生保全機構 環境研究総合推進部

E-mail : suishinhi-koubo[AT]erca.go.jp

※[AT]は@に置き換えてお送りください。